

# 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本サッカー協会と称し、英文表記はJapan Football Association（略称JFA）とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本サッカー界を統括し代表する団体として、サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本を代表する各年代、各カテゴリーのサッカーチームを組織し、各種競技会への参加及び代表チームが参加する競技会の開催
  - (2) サッカーの全日本選手権大会その他の競技会の開催
  - (3) サッカー選手の育成、サッカー競技の普及並びにサッカーの指導者及び審判員の育成
  - (4) 選手、チーム、指導者及び審判員等の登録
  - (5) 知的所有権の管理及び商標提供
  - (6) 社会貢献及び国際貢献の実施
  - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 国際サッカー連盟等への加盟

(国際サッカー連盟等への加盟)

第5条 この法人は、日本サッカー界を代表する唯一の団体として、国際サッカー連盟(Fédération Internationale de Football Association, 略称FIFA)、アジアサッカー連盟(Asian Football Confederation, 略称AFC)及び東アジアサッカー連盟(East Asian Football Federation, 略称EAFF)に加盟する。

(要請事項)

第5条の2 FIFA、AFC又はEAFFから制定すべきと要請のある事項は、評議員会又は理事会の決議でこれを定めることができる。

## 第4章 加盟団体

(加盟団体)

第6条 この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

- (1) 各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、この法人の趣旨に賛同する団体であって、この法人に加盟したもの(以下「都道府県サッカー協会」という。)
- (2) 全国を9地域に分割し、各地域内の都道府県サッカー協会がそれぞれ共同して設置した地域団体であって、この法人に加盟したもの(以下「地域サッカー協会」という。)
- (3) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「Jリーグ」という。)
- (4) 特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体であって、この法人に加盟したもの(以下「各種の連盟」という。)
- (5) その他日本におけるサッカーの普及及び発展を目的とする団体であって、この法人に加盟したものの

(加盟)

第7条 前条の加盟団体になろうとする団体は、評議員会の決議を得て、この法人の加盟団体となることができる。

(加盟団体分担金)

第8条 加盟団体は、理事会で定める分担金を毎年納入する。

(脱退及び処分)

第9条 第6条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、評議員会において、総評議員の過半数の同意を得なければならない。

2. この法人は、第6条の加盟団体が第6条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるときは、評議員会において退会処分を行うことができる。

(加盟団体必要事項)

第10条 前4条に規定するもののほか、加盟団体について必要な事項は、理事会が定める。

2. 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

## 第5章 資産及び会計

(基本財産)

第11条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、予め理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2. 前項第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項に定める定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定するものとする。

## 第6章 評議員

(評議員の選出)

第16条 この法人には評議員70名以上85名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次の①から⑥に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

① 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

② 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 当該評議員の使用人

④ ②又は③に掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者

⑥ ②から④までに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次の①から④に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

① 理事

② 使用人

③ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

④ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

ニ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

ホ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ヘ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員に代わり選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第19条 評議員に対して、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第7章 評議員会

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

(2) 司法機関(規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会)の委員長、副委員長及び委員の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (5) 評議員候補者を評議員会に推薦できる加盟団体（以下「評議員推薦加盟団体」という。）の認定又は取消し
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認（ただし、第14条第2項に該当する場合に限る）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2. 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 評議員推薦加盟団体の認定
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

- 3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2. 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印する。

（評議員会運営規則）

第24条の2 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第8章 役員及び会計監査人

（役員及び会計監査人の設置）

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 23名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き4名以内を副会長、1名を専務理事、3名を常務理事とする。
- 3. 第2項の会長を「法人法」上の代表理事とする。
- 4. 第2項の副会長及び専務理事を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5. 第4項のほか、理事のうち若干名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。
- 6. この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、常務理事会を構成する。
4. 会長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第28条の2 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2. 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
5. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2. 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3. 監事は、会計監査人が前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第33条 この法人は、役員が法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. この法人は、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でない者に限る。）及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第9章 名誉役員

(名誉役員)

第34条 この法人に名誉役員若干名を置くことができる。

2. 名誉役員を選任及び解任は、理事会において決議する。
3. 名誉役員に関する規程は、理事会が定める。

## 第10章 理事会

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (5) 名誉役員を選任及び解任

(会長等の選定)

第36条 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定において、評議員会の決議により会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長が予め指名した理事が理事会を招集し、議長を務める。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事が、前項の議事録に署名押印する。

(常務理事会)

- 第40条 重要な業務運営事項について検討する会議体として、この法人に常務理事会を設置する。
2. 前項の規定による常務理事会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

## 第11章 司法機関

(司法機関)

- 第41条 この法人の諸規程に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。
- (1) 規律委員会
  - (2) 裁定委員会
  - (3) 不服申立委員会
2. 前項の規定による司法機関の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

## 第12章 各種委員会

(各種委員会)

- 第42条 この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議に基づき、各種委員会（常設委員会、専門委員会等）を置くことができる。
2. 前項の規定による各種委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

## 第13章 事務局

(事務局)

- 第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務総長及び所要の職員を置く。
  3. 事務総長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。
  4. 前項以外の職員は、会長が任免する。
  5. 事務局の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

## 第14章 事務総長（削除）

(事務総長)

- 第44条 （削除）

## 第15章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

- 第46条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第16章 公告の方法

(公告の方法)

- 第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第17章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は 小倉 純二 とする。
4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
田畑 博章、久保 雅喜、吉田 隆一、庄司伸一、外山 純、岸 慎一、櫻岡 祐一、木内 敏之、室井 和比古、牛久保 勇、横山謙三、中臺 由紀夫、上野 二三一、本木 幹雄、渡邊 玉彦、平林 正光、渡辺滋、貫江 和夫、荒川 剛、永棹 稔、高田 稔、越山 彰、桑名 聰、森 進一、松田保、村山 義彰、山野 喜弘、中桐 俊男、喜田 秀夫、中村 源和、池田洋二、金築 弘、木村 孝行、白井 孝司、天久 弘、山下 憲一、逢坂 利夫、兵頭 龍哉、秋森学、井上 辰馬、浪瀬 隆一、造酒 星市、北岡 長生、大場 俊二、櫻田公一、長嶺 一夫、上地 義徳
5. 次に掲げる団体は、第7条の規定にかかわらず、この法人の加盟団体とする。

#### (1) 都道府県サッカー協会（計47）

- ① 公益財団法人北海道サッカー協会
- ② 一般社団法人青森県サッカー協会
- ③ 公益社団法人岩手県サッカー協会
- ④ 一般社団法人宮城県サッカー協会
- ⑤ 一般社団法人秋田県サッカー協会
- ⑥ NPO法人山形県サッカー協会
- ⑦ 一般財団法人福島県サッカー協会
- ⑧ 公益財団法人茨城県サッカー協会
- ⑨ 公益社団法人栃木県サッカー協会
- ⑩ 公益社団法人群馬県サッカー協会
- ⑪ 公益財団法人埼玉県サッカー協会
- ⑫ 公益社団法人千葉県サッカー協会
- ⑬ 公益財団法人東京都サッカー協会
- ⑭ 一般社団法人神奈川県サッカー協会
- ⑮ 一般社団法人山梨県サッカー協会
- ⑯ 一般社団法人長野県サッカー協会
- ⑰ 一般社団法人新潟県サッカー協会
- ⑱ 公益社団法人富山県サッカー協会
- ⑲ 一般社団法人石川県サッカー協会
- ⑳ 一般社団法人福井県サッカー協会
- ㉑ 一般財団法人静岡県サッカー協会
- ㉒ 公益財団法人愛知県サッカー協会
- ㉓ 一般社団法人三重県サッカー協会
- ㉔ 一般財団法人岐阜県サッカー協会
- ㉕ 公益社団法人滋賀県サッカー協会
- ㉖ 一般社団法人京都府サッカー協会
- ㉗ 一般社団法人大阪府サッカー協会
- ㉘ 一般社団法人兵庫県サッカー協会
- ㉙ 一般社団法人奈良県サッカー協会
- ㉚ 一般社団法人和歌山県サッカー協会
- ㉛ 一般財団法人鳥取県サッカー協会
- ㉜ 一般社団法人島根県サッカー協会



- ③③ 一般財団法人岡山県サッカー協会
- ③④ 公益財団法人広島県サッカー協会
- ③⑤ 一般社団法人山口県サッカー協会
- ③⑥ 一般社団法人香川県サッカー協会
- ③⑦ 一般社団法人徳島県サッカー協会
- ③⑧ 一般社団法人愛媛県サッカー協会
- ③⑨ 一般社団法人高知県サッカー協会
- ④① 公益社団法人福岡県サッカー協会
- ④② 一般社団法人佐賀県サッカー協会
- ④③ 一般社団法人長崎県サッカー協会
- ④④ 一般社団法人熊本県サッカー協会
- ④⑤ 一般社団法人大分県サッカー協会
- ④⑥ 一般社団法人宮崎県サッカー協会
- ④⑦ 一般社団法人鹿児島県サッカー協会
- ④⑧ 一般社団法人沖縄県サッカー協会
- (2) 地域サッカー協会 (計9)
- ① 公益財団法人北海道サッカー協会
- ② 一般社団法人東北サッカー協会
- ③ 一般社団法人関東サッカー協会
- ④ 一般社団法人北信越サッカー協会
- ⑤ 一般社団法人東海サッカー協会
- ⑥ 一般社団法人関西サッカー協会
- ⑦ 一般社団法人中国サッカー協会
- ⑧ 一般社団法人四国サッカー協会
- ⑨ 一般社団法人九州サッカー協会
- (3) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ
- (4) 各種の連盟
- ① 一般社団法人日本フットボールリーグ
- ② 一般社団法人日本女子サッカーリーグ
- ③ 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- ④ 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- ⑤ 全国自治体職員サッカー連盟
- ⑥ 全国自衛隊サッカー連盟
- ⑦ 全国専門学校サッカー連盟
- ⑧ 一般社団法人全国高等専門学校サッカー連盟
- ⑨ 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- ⑩ 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
- ⑪ 公益財団法人日本中学校体育連盟
- ⑫ 一般財団法人日本フットサル連盟
- ⑬ 一般財団法人全日本大学女子サッカー連盟
- (5) 関連団体
- ① 一般社団法人日本プロサッカー選手会
- ② 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟

6. 次に掲げる団体は、この法人の評議員推薦加盟団体とする。

- (1) 都道府県サッカー協会 (計47)
- (2) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ
- (3) Jリーグ所属クラブ (評議員を選任する定時評議員会の開催時において、J1リーグに所属するクラブ。計18)
- ① 株式会社コンサドーレ
- ② 株式会社ベガルタ仙台
- ③ 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー
- ④ 浦和レッドダイヤモンズ株式会社
- ⑤ 東京フットボールクラブ株式会社
- ⑥ 株式会社川崎フロンターレ
- ⑦ 横浜マリノス株式会社

- ⑧ 株式会社湘南ベルマーレ
- ⑨ 株式会社松本山雅
- ⑩ 株式会社エスパルス
- ⑪ 株式会社ジュビロ
- ⑫ 株式会社名古屋グランパスエイト
- ⑬ 株式会社ガンバ大阪
- ⑭ 株式会社セレッソ大阪
- ⑮ 楽天ヴィッセル神戸株式会社
- ⑯ 株式会社サンフレッチェ広島
- ⑰ 株式会社サガン・ドリームス
- ⑱ 株式会社大分フットボールクラブ
- (4) 一般社団法人日本フットボールリーグ
- (5) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ
- (6) 一般財団法人日本フットサル連盟
- (7) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- (8) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- (9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
- (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟
- (12) 一般社団法人日本プロサッカー選手会

別表 基本財産（第11条関係）

| 財産種別 | 場所・物量等              |
|------|---------------------|
| 国債   | 利付国債 1,000,000,000円 |

〔改正〕

- 2012年6月24日（2013年4月1日施行）
- 2014年3月29日
- 2015年3月29日
- 2016年3月27日
- 2017年3月26日
- 2017年12月16日
- 2019年3月24日

## 履歴事項全部証明書

東京都文京区本郷三丁目10番15号  
公益財団法人日本サッカー協会

|          |   |  |
|----------|---|--|
| 会社法人等番号  | 0100-05-018665  |  |
| 名称       | 公益財団法人日本サッカー協会  |  |
| 主たる事務所   | 東京都文京区本郷三丁目10番15号   |  |
| 法人の公告方法  | <p>電子公告により行う。<br/> <a href="http://www.jfa.jp/about_jfa/report/notice.html">http://www.jfa.jp/about_jfa/report/notice.html</a><br/>           事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p>  | <p>平成26年 3月29日変更<br/>           -----<br/>           平成26年 5月15日登記</p>   |
| 法人成立の年月日 | 昭和49年8月31日  |  |
| 目的等      | <p><b>目的</b><br/>           この法人は、日本サッカー界を統括し代表する団体として、サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とする。</p> <p><b>事業</b><br/>           この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本を代表する各年代、各カテゴリーのサッカーチームを組織し、各種競技会への参加及び代表チームが参加する競技会の開催</li> <li>2. サッカーの全日本選手権大会その他の競技会の開催</li> <li>3. サッカー選手の育成、サッカー競技の普及及びサッカーの指導者並びに審判員の育成</li> <li>4. 選手、チーム、指導者及び審判員等の登録</li> <li>5. 知的所有権の管理及び商標提供</li> <li>6. 社会貢献及び国際貢献の実施</li> <li>7. その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol> |  |
| 役員に関する事項 | <p><u>評議員</u>                      <u>金 澤 耿</u></p>   | <p>平成27年 3月29日就任<br/>           -----<br/>           平成27年 5月28日登記<br/>           -----<br/>           平成30年 9月 8日辞任<br/>           -----<br/>           平成30年12月26日登記</p> |

|            |              |               |
|------------|--------------|---------------|
| <u>評議員</u> | <u>久保雅喜</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|            |              | 平成27年 5月28日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>久保雅喜</u>  | 平成31年 3月24日重任 |
|            |              | 令和 1年 5月29日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>吉田隆一</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|            |              | 平成27年 5月28日登記 |
|            |              | 平成29年11月25日辞任 |
|            |              | 平成30年 6月 8日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>大久保芳雄</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|            |              | 平成27年 5月28日登記 |
|            |              | 平成31年 3月24日退任 |
|            |              | 令和 1年 5月29日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>外山純</u>   | 平成27年 3月29日就任 |
|            |              | 平成27年 5月28日登記 |
|            |              | 平成30年 8月11日死亡 |
|            |              | 平成30年12月26日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>山本益生</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|            |              | 平成27年 5月28日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>山本益生</u>  | 平成31年 3月24日重任 |
|            |              | 令和 1年 5月29日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>小池征</u>   | 平成27年 3月29日就任 |
|            |              | 平成27年 5月28日登記 |
|            |              | 平成30年 9月 8日辞任 |
|            |              | 平成30年12月26日登記 |

|  |            |              |               |
|--|------------|--------------|---------------|
|  | <u>評議員</u> | <u>木内敏之</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|  |            |              | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員        | 木内敏之         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |              | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>糸井朗</u>   | 平成27年 3月29日就任 |
|  |            |              | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員        | 糸井朗          | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |              | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>鈴木芳文</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|  |            |              | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員        | 鈴木芳文         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |              | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>岡田泉</u>   | 平成27年 3月29日就任 |
|  |            |              | 平成27年 5月28日登記 |
|  |            |              | 平成30年 9月 8日辞任 |
|  |            |              | 平成30年12月26日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>大野辰巳</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|  |            |              | 平成27年 5月28日登記 |
|  |            |              | 平成28年 8月26日辞任 |
|  |            |              | 平成28年 9月12日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>上野二三一</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |            |              | 平成27年 5月28日登記 |
|  |            |              | 平成30年 9月 8日辞任 |
|  |            |              | 平成30年12月26日登記 |

|  |     |                |               |
|--|-----|----------------|---------------|
|  | 評議員 | <u>本 木 幹 雄</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |                | 平成27年 5月28日登記 |
|  |     |                | 平成29年 8月 6日辞任 |
|  |     |                | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 評議員 | <u>渡 邊 玉 彦</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |                | 平成27年 5月28日登記 |
|  |     |                | 平成31年 3月24日退任 |
|  |     |                | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>中 和 昌 成</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |                | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員 | <u>中 和 昌 成</u> | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |                | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>渡 辺 滋</u>   | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |                | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員 | <u>渡 辺 滋</u>   | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |                | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>田 中 厚</u>   | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |                | 平成27年 5月28日登記 |
|  |     |                | 平成30年 3月24日辞任 |
|  |     |                | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 評議員 | <u>西 尾 眞 友</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |                | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員 | <u>西 尾 眞 友</u> | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |                | 令和 1年 5月29日登記 |

|  |            |             |               |
|--|------------|-------------|---------------|
|  | <u>評議員</u> | <u>西村昭治</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |            |             | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員        | 西村昭治        | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |             | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>高田稔</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|  |            |             | 平成27年 5月28日登記 |
|  |            |             | 平成30年 9月 8日辞任 |
|  |            |             | 平成30年12月26日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>越山彰</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|  |            |             | 平成27年 5月28日登記 |
|  |            |             | 平成31年 3月24日退任 |
|  |            |             | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>高井幸郎</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |            |             | 平成27年 5月28日登記 |
|  |            |             | 平成28年 8月26日辞任 |
|  |            |             | 平成28年 9月12日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>森進一</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|  |            |             | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員        | 森進一         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |             | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>松田保</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|  |            |             | 平成27年 5月28日登記 |
|  |            |             | 平成30年 9月 8日辞任 |
|  |            |             | 平成30年12月26日登記 |

|  |     |               |               |
|--|-----|---------------|---------------|
|  | 評議員 | <u>村山 義彰</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |               | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員 | 村山 義彰         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>赤須 陽太郎</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |               | 平成27年 5月28日登記 |
|  |     |               | 平成28年12月23日辞任 |
|  |     |               | 平成29年 2月21日登記 |
|  | 評議員 | <u>中桐 俊男</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |               | 平成27年 5月28日登記 |
|  |     |               | 平成30年 9月 8日辞任 |
|  |     |               | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員 | <u>山口 浩</u>   | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |               | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員 | 山口 浩          | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>中村 源和</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |               | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員 | 中村 源和         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>池田 洋二</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |               | 平成27年 5月28日登記 |
|  |     |               | 平成30年 9月 8日辞任 |
|  |     |               | 平成30年12月26日登記 |

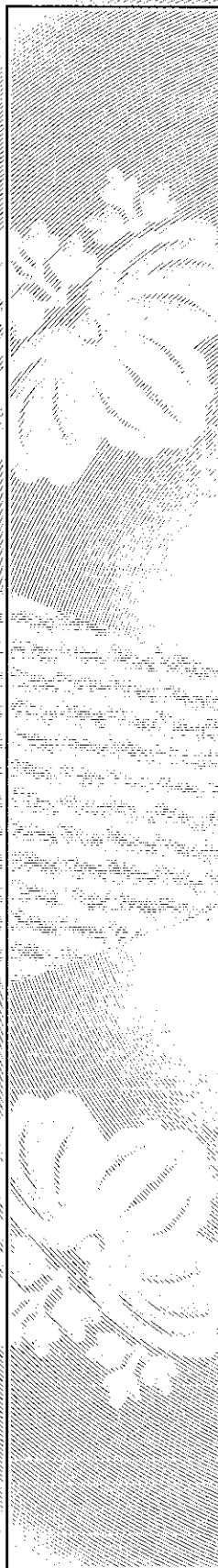


|            |                |               |
|------------|----------------|---------------|
| <u>評議員</u> | <u>金 築 弘</u>   | 平成27年 3月29日就任 |
|            |                | 平成27年 5月28日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>金 築 弘</u>   | 平成31年 3月24日重任 |
|            |                | 令和 1年 5月29日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>木 村 孝 行</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|            |                | 平成27年 5月28日登記 |
|            |                | 平成29年 3月26日辞任 |
|            |                | 平成29年 6月13日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>白 井 孝 司</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|            |                | 平成27年 5月28日登記 |
|            |                | 平成30年 9月 8日辞任 |
|            |                | 平成30年12月26日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>天 久 弘</u>   | 平成27年 3月29日就任 |
|            |                | 平成27年 5月28日登記 |
|            |                | 平成30年 9月 8日辞任 |
|            |                | 平成30年12月26日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>山 下 憲 一</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|            |                | 平成27年 5月28日登記 |
|            |                | 平成28年 8月26日辞任 |
|            |                | 平成28年 9月12日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>逢 坂 利 夫</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|            |                | 平成27年 5月28日登記 |
|            |                | 平成30年 9月 8日辞任 |
|            |                | 平成30年12月26日登記 |

|  |     |             |                                |
|--|-----|-------------|--------------------------------|
|  | 評議員 | <u>豊島吉博</u> | 平成27年 3月29日就任<br>平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員 | 豊島吉博        | 平成31年 3月24日重任<br>令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>秋森学</u>  | 平成27年 3月29日就任<br>平成27年 5月28日登記 |
|  |     |             | 平成30年 9月 8日辞任<br>平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員 | <u>宮崎章史</u> | 平成27年 3月29日就任<br>平成27年 5月28日登記 |
|  |     |             | 平成30年 9月 8日辞任<br>平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員 | <u>浪瀬隆一</u> | 平成27年 3月29日就任<br>平成27年 5月28日登記 |
|  |     |             | 平成28年 8月26日辞任<br>平成28年 9月12日登記 |
|  | 評議員 | <u>造酒星市</u> | 平成27年 3月29日就任<br>平成27年 5月28日登記 |
|  |     |             | 平成28年 8月26日辞任<br>平成28年 9月12日登記 |
|  | 評議員 | <u>北岡長生</u> | 平成27年 3月29日就任<br>平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員 | 北岡長生        | 平成31年 3月24日重任<br>令和 1年 5月29日登記 |

|  |                  |                                |
|--|------------------|--------------------------------|
|  | <u>評議員</u> 大場 俊二 | 平成27年 3月29日就任<br>平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員 大場 俊二        | 平成31年 3月24日重任<br>令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> 櫻田 公一 | 平成27年 3月29日就任<br>平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員 櫻田 公一        | 平成31年 3月24日重任<br>令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> 松山 孝  | 平成27年 3月29日就任<br>平成27年 5月28日登記 |
|  |                  | 平成30年 9月 8日辞任<br>平成30年12月26日登記 |
|  | <u>評議員</u> 上地 義徳 | 平成27年 3月29日就任<br>平成27年 5月28日登記 |
|  |                  | 平成31年 3月24日退任<br>令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> 西川 善久 | 平成27年 3月29日就任<br>平成27年 5月28日登記 |
|  |                  | 平成31年 3月24日退任<br>令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> 高橋 節  | 平成27年 3月29日就任<br>平成27年 5月28日登記 |
|  |                  | 平成27年12月23日辞任<br>平成28年 1月29日登記 |

|  |     |                  |               |
|--|-----|------------------|---------------|
|  | 評議員 | <u>井 畑 滋</u>     | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |                  | 平成27年 5月28日登記 |
|  |     |                  | 平成29年12月16日辞任 |
|  |     |                  | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 評議員 | <u>淵 田 敬 三</u>   | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |                  | 平成27年 5月28日登記 |
|  |     |                  | 平成31年 3月24日退任 |
|  |     |                  | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>瀧 川 龍 一 郎</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |                  | 平成27年 5月28日登記 |
|  |     |                  | 平成31年 3月24日退任 |
|  |     |                  | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>大 金 直 樹</u>   | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |                  | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員 | <u>大 金 直 樹</u>   | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |                  | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>武 田 信 平</u>   | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |                  | 平成27年 5月28日登記 |
|  |     |                  | 平成28年 6月15日辞任 |
|  |     |                  | 平成28年 7月12日登記 |
|  | 評議員 | <u>嘉 悦 朗</u>     | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |                  | 平成27年 5月28日登記 |
|  |     |                  | 平成28年 1月31日辞任 |
|  |     |                  | 平成28年 2月25日登記 |

|  |                |                |               |
|--|----------------|----------------|---------------|
|  | 評議員            | <u>眞 壁 潔</u>   | 平成27年 3月29日就任 |
|  |                |                | 平成27年 5月28日登記 |
|  |                |                | 平成28年 3月27日辞任 |
|  |                |                | 平成28年 5月24日登記 |
|  | 評議員            | <u>佐 久 間 悟</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |                |                | 平成27年 5月28日登記 |
|  |                |                | 平成31年 3月24日退任 |
|  |                |                | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員            | <u>神 田 文 之</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |                |                | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員            | <u>神 田 文 之</u> | 平成31年 3月24日重任 |
|  |                |                | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員            | <u>田 村 貢</u>   | 平成27年 3月29日就任 |
|  |                |                | 平成27年 5月28日登記 |
|  |                |                | 平成28年12月23日辞任 |
|  |                |                | 平成29年 2月21日登記 |
| 評議員  | <u>左 伴 繁 雄</u> | 平成27年 3月29日就任  |               |
|  |                | 平成27年 5月28日登記  |               |
|  |                | 平成30年 9月 8日辞任  |               |
|  |                | 平成30年12月26日登記  |               |
| 評議員  | <u>久 米 一 全</u> | 平成27年 3月29日就任  |               |
|  |                | 平成27年 5月28日登記  |               |
|  |                | 平成28年12月23日辞任  |               |
|  |                | 平成29年 2月21日登記  |               |

|  |     |             |               |
|--|-----|-------------|---------------|
|  | 評議員 | <u>野呂輝久</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |             | 平成27年 5月28日登記 |
|  |     |             | 平成28年 8月26日辞任 |
|  |     |             | 平成28年 9月12日登記 |
|  | 評議員 | <u>池田敦司</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |             | 平成27年 5月28日登記 |
|  |     |             | 平成28年12月23日辞任 |
|  |     |             | 平成29年 2月21日登記 |
|  | 評議員 | <u>織田秀和</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |             | 平成27年 5月28日登記 |
|  |     |             | 平成29年12月31日辞任 |
|  |     |             | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 評議員 | <u>竹原稔</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |             | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員 | <u>竹原稔</u>  | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |             | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>松尾裕</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |             | 平成27年 5月28日登記 |
|  |     |             | 平成30年 9月 8日辞任 |
|  |     |             | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員 | <u>加藤桂三</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |             | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員 | <u>加藤桂三</u> | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |             | 令和 1年 5月29日登記 |

|     |             |               |               |
|-----|-------------|---------------|---------------|
|     | 評議員         | <u>小野俊介</u>   | 平成27年 3月29日就任 |
|     |             |               | 平成27年 5月28日登記 |
|     |             |               | 平成29年 3月26日辞任 |
|     |             |               | 平成29年 6月13日登記 |
|     | 評議員         | <u>大立目佳久</u>  | 平成27年 3月29日就任 |
|     |             |               | 平成27年 5月28日登記 |
|     |             |               | 平成28年 5月10日辞任 |
|     |             |               | 平成28年 6月 3日登記 |
|     | 評議員         | <u>中野雄二</u>   | 平成27年 3月29日就任 |
|     |             |               | 平成27年 5月28日登記 |
|     |             |               | 平成28年 6月15日辞任 |
|     |             |               | 平成28年 7月12日登記 |
| 評議員 | <u>牛久保勇</u> | 平成27年 3月29日就任 |               |
|     |             | 平成27年 5月28日登記 |               |
| 評議員 | <u>牛久保勇</u> | 平成31年 3月24日重任 |               |
|     |             | 令和 1年 5月29日登記 |               |
| 評議員 | <u>横田智雄</u> | 平成27年 3月29日就任 |               |
|     |             | 平成27年 5月28日登記 |               |
|     |             | 平成28年 6月15日辞任 |               |
|     |             | 平成28年 7月12日登記 |               |
| 評議員 | <u>加藤孝俊</u> | 平成27年 3月29日就任 |               |
|     |             | 平成27年 5月28日登記 |               |
| 評議員 | <u>加藤孝俊</u> | 平成31年 3月24日重任 |               |
|     |             | 令和 1年 5月29日登記 |               |

|  |     |             |               |
|--|-----|-------------|---------------|
|  | 評議員 | <u>福島隆志</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |             | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員 | 福島隆志        | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |             | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>高野純一</u> | 平成27年 3月29日就任 |
|  |     |             | 平成27年 5月28日登記 |
|  | 評議員 | 高野純一        | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |             | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>森谷俊雄</u> | 平成27年12月23日就任 |
|  |     |             | 平成28年 1月29日登記 |
|  |     |             | 平成31年 1月 1日辞任 |
|  |     |             | 平成31年 3月25日登記 |
|  | 評議員 | <u>中村勝則</u> | 平成28年 1月31日就任 |
|  |     |             | 平成28年 2月25日登記 |
|  |     |             | 平成30年 9月 8日辞任 |
|  |     |             | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員 | <u>水谷尚人</u> | 平成28年 3月27日就任 |
|  |     |             | 平成28年 5月24日登記 |
|  | 評議員 | 水谷尚人        | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |             | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>原田理人</u> | 平成28年 5月10日就任 |
|  |     |             | 平成28年 6月 3日登記 |
|  | 評議員 | 原田理人        | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |             | 令和 1年 5月29日登記 |



|  |            |              |               |
|--|------------|--------------|---------------|
|  | <u>評議員</u> | <u>薬科 義弘</u> | 平成28年 6月15日就任 |
|  |            |              | 平成28年 7月12日登記 |
|  | 評議員        | 薬科 義弘        | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |              | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>西田 裕之</u> | 平成28年 6月15日就任 |
|  |            |              | 平成28年 7月12日登記 |
|  | 評議員        | 西田 裕之        | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |              | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>滝本 寛</u>  | 平成28年 6月15日就任 |
|  |            |              | 平成28年 7月12日登記 |
|  | 評議員        | 滝本 寛         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |              | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>福永 廣幸</u> | 平成28年 8月26日就任 |
|  |            |              | 平成28年 9月12日登記 |
|  | 評議員        | 福永 廣幸        | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |              | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>山本 久徳</u> | 平成28年 8月26日就任 |
|  |            |              | 平成28年 9月12日登記 |
|  | 評議員        | 山本 久徳        | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |              | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>荒岡 成志</u> | 平成28年 8月26日就任 |
|  |            |              | 平成28年 9月12日登記 |
|  |            |              | 平成31年 3月24日退任 |
|  |            |              | 令和 1年 5月29日登記 |

|  |     |              |               |
|--|-----|--------------|---------------|
|  | 評議員 | <u>福岡淳二郎</u> | 平成28年 8月26日就任 |
|  |     |              | 平成28年 9月12日登記 |
|  | 評議員 | 福岡淳二郎        | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |              | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>小川勇二</u>  | 平成28年 8月26日就任 |
|  |     |              | 平成28年 9月12日登記 |
|  |     |              | 平成31年 3月24日退任 |
|  |     |              | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>山内隆司</u>  | 平成28年 8月26日就任 |
|  |     |              | 平成28年 9月12日登記 |
|  | 評議員 | 山内隆司         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |              | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>田中賢二</u>  | 平成28年12月23日就任 |
|  |     |              | 平成29年 2月21日登記 |
|  |     |              | 平成30年 3月24日辞任 |
|  |     |              | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 評議員 | <u>中野幸夫</u>  | 平成28年12月23日就任 |
|  |     |              | 平成29年 2月21日登記 |
|  |     |              | 平成31年 3月24日退任 |
|  |     |              | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>小西工己</u>  | 平成28年12月23日就任 |
|  |     |              | 平成29年 2月21日登記 |
|  | 評議員 | 小西工己         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |              | 令和 1年 5月29日登記 |


|            |                |               |
|------------|----------------|---------------|
| <u>評議員</u> | <u>田 中 健 一</u> | 平成28年12月23日就任 |
|            |                | 平成29年 2月21日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>山 下 立 次</u> | 平成29年 3月26日就任 |
|            |                | 平成29年 6月13日登記 |
| 評議員        | 山 下 立 次        | 平成31年 3月24日重任 |
|            |                | 令和 1年 5月29日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>田 村 貢</u>   | 平成29年 3月26日就任 |
|            |                | 平成29年 6月13日登記 |
| 評議員        | 田 村 貢          | 平成31年 3月24日重任 |
|            |                | 令和 1年 5月29日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>佐 藤 訓 文</u> | 平成29年11月25日就任 |
|            |                | 平成30年 6月 8日登記 |
| 評議員        | 佐 藤 訓 文        | 平成31年 3月24日重任 |
|            |                | 令和 1年 5月29日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>坂 本 紀 典</u> | 平成29年11月25日就任 |
|            |                | 平成30年 6月 8日登記 |
| 評議員        | 坂 本 紀 典        | 平成31年 3月24日重任 |
|            |                | 令和 1年 5月29日登記 |
| <u>評議員</u> | <u>庄 野 洋</u>   | 平成29年12月16日就任 |
|            |                | 平成30年 6月 8日登記 |
| 評議員        | 庄 野 洋          | 平成31年 3月24日重任 |
|            |                | 令和 1年 5月29日登記 |

|  |            |             |               |
|--|------------|-------------|---------------|
|  | <u>評議員</u> | <u>立花陽三</u> | 平成30年 1月27日就任 |
|  | 評議員        | 立花陽三        | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>山本拓也</u> | 平成30年 1月27日就任 |
|  | 評議員        | 山本拓也        | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>山本拓也</u> | 平成31年 3月24日重任 |
|  | 評議員        | 山本拓也        | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>島田一彦</u> | 平成30年 1月27日就任 |
|  | 評議員        | 島田一彦        | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>島田一彦</u> | 平成31年 3月24日重任 |
|  | 評議員        | 島田一彦        | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>藤縄信夫</u> | 平成30年 3月24日就任 |
|  | 評議員        | 藤縄信夫        | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>藤縄信夫</u> | 平成31年 3月24日重任 |
|  | 評議員        | 藤縄信夫        | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>戸村真規</u> | 平成30年 9月 8日就任 |
|  | 評議員        | 戸村真規        | 平成30年12月26日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>戸村真規</u> | 平成31年 3月24日重任 |
|  | 評議員        | 戸村真規        | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>菅野貴夫</u> | 平成30年 9月 8日就任 |
|  | 評議員        | 菅野貴夫        | 平成30年12月26日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>菅野貴夫</u> | 平成31年 3月24日重任 |
|  | 評議員        | 菅野貴夫        | 令和 1年 5月29日登記 |

|  |            |               |               |
|--|------------|---------------|---------------|
|  | <u>評議員</u> | <u>鈴木 茂</u>   | 平成30年 9月 8日就任 |
|  |            |               | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員        | 鈴木 茂          | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>大西 正幸</u>  | 平成30年 9月 8日就任 |
|  |            |               | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員        | 大西 正幸         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>竹山 勝自</u>  | 平成30年 9月 8日就任 |
|  |            |               | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員        | 竹山 勝自         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>森津 陽太郎</u> | 平成30年 9月 8日就任 |
|  |            |               | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員        | 森津 陽太郎        | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>小林 進</u>   | 平成30年 9月 8日就任 |
|  |            |               | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員        | 小林 進          | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>古田 篤良</u>  | 平成30年 9月 8日就任 |
|  |            |               | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員        | 古田 篤良         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |               | 令和 1年 5月29日登記 |

|  |            |               |               |
|--|------------|---------------|---------------|
|  | <u>評議員</u> | <u>小林 訓二</u>  | 平成30年 9月 8日就任 |
|  |            |               | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員        | 小林 訓二         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>河野 暁</u>   | 平成30年 9月 8日就任 |
|  |            |               | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員        | 河野 暁          | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>福川 元多賀</u> | 平成30年 9月 8日就任 |
|  |            |               | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員        | 福川 元多賀        | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>井出 春芳</u>  | 平成30年 9月 8日就任 |
|  |            |               | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員        | 井手 春芳         | 井出春芳の氏        |
|  |            |               | 平成31年 1月22日更正 |
|  | 評議員        | 井手 春芳         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>東條 健一</u>  | 平成30年 9月 8日就任 |
|  |            |               | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員        | 東條 健一         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | <u>評議員</u> | <u>黒澤 良二</u>  | 平成30年 9月 8日就任 |
|  |            |               | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員        | 黒澤 良二         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |            |               | 令和 1年 5月29日登記 |

|  |     |               |               |
|--|-----|---------------|---------------|
|  | 評議員 | <u>久米 一全</u>  | 平成30年 9月 8日就任 |
|  |     |               | 平成30年12月26日登記 |
|  |     |               | 平成30年11月23日死亡 |
|  |     |               | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員 | <u>木村 正明</u>  | 平成30年 9月 8日就任 |
|  |     |               | 平成30年12月26日登記 |
|  | 評議員 | 木村 正明         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>安井 誠悦</u>  | 平成30年12月24日就任 |
|  |     |               | 平成31年 3月25日登記 |
|  | 評議員 | 安井 誠悦         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>黒見 博</u>   | 平成30年12月24日就任 |
|  |     |               | 平成31年 3月25日登記 |
|  | 評議員 | 黒見 博          | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>相田 健太郎</u> | 平成31年 1月 1日就任 |
|  |     |               | 平成31年 3月25日登記 |
|  |     |               | 平成31年 3月24日退任 |
|  |     |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | <u>大榎 克己</u>  | 平成30年12月24日就任 |
|  |     |               | 平成31年 3月25日登記 |
|  | 評議員 | 大榎 克己         | 平成31年 3月24日重任 |
|  |     |               | 令和 1年 5月29日登記 |
|  | 評議員 | 櫻井 寛          | 平成31年 3月24日就任 |
|  |     |               | 令和 1年 5月29日登記 |

|  |      |  |  |
|--|------|--|--|
|  | 評議員  | 小林 幸次  | 平成31年 3月24日就任<br>令和 1年 5月29日登記                                   |
|  | 評議員  | 中村 昌弘  | 平成31年 3月24日就任<br>令和 1年 5月29日登記                                   |
|  | 評議員  | 嶋 靖 博  | 平成31年 3月24日就任<br>令和 1年 5月29日登記                                   |
|  | 評議員  | 末吉 成仁  | 平成31年 3月24日就任<br>令和 1年 5月29日登記                                   |
|  | 評議員  | 石川 良一  | 平成31年 3月24日就任<br>令和 1年 5月29日登記                                   |
|  | 評議員  | 野々村 芳和   | 平成31年 3月24日就任<br>令和 1年 5月29日登記                                   |
|  | 評議員  | 菊池 秀逸  | 平成31年 3月24日就任<br>令和 1年 5月29日登記                                   |
|  | 評議員  | 立花 洋一  | 平成31年 3月24日就任<br>令和 1年 5月29日登記                                   |
|  | 評議員  | 小野 勝   | 平成31年 3月24日就任<br>令和 1年 5月29日登記                                   |
|  | 評議員  | 森島 寛晃  | 平成31年 3月24日就任<br>令和 1年 5月29日登記                                   |
|  | 評議員  | 榎 徹  | 平成31年 3月24日就任<br>令和 1年 5月29日登記                                   |
|  | 代表理事 | <br>大仁 邦 彌 | 平成26年 3月29日重任<br>平成26年 5月15日登記<br>平成28年 3月27日退任<br>平成28年 5月24日登記 |



|      |      |               |
|------|------|---------------|
| 代表理事 | 田嶋幸三 | 平成28年 3月27日就任 |
|      |      | 平成28年 5月24日登記 |
| 代表理事 | 田嶋幸三 | 平成30年 3月24日重任 |
|      |      | 平成30年 6月 8日登記 |
| 理事   | 大仁邦彌 | 平成26年 3月29日重任 |
|      |      | 平成26年 5月15日登記 |
|      |      | 平成28年 3月27日退任 |
|      |      | 平成28年 5月24日登記 |
| 理事   | 田嶋幸三 | 平成26年 3月29日重任 |
|      |      | 平成26年 5月15日登記 |
| 理事   | 田嶋幸三 | 平成28年 3月27日重任 |
|      |      | 平成28年 5月24日登記 |
| 理事   | 田嶋幸三 | 平成30年 3月24日重任 |
|      |      | 平成30年 6月 8日登記 |
| 理事   | 中野幸夫 | 平成26年 3月29日重任 |
|      |      | 平成26年 5月15日登記 |
|      |      | 平成28年 3月27日退任 |
|      |      | 平成28年 5月24日登記 |
| 理事   | 植田昌利 | 平成26年 3月29日重任 |
|      |      | 平成26年 5月15日登記 |
| 理事   | 植田昌利 | 平成28年 3月27日重任 |
|      |      | 平成28年 5月24日登記 |
| 理事   | 植田昌利 | 平成30年 3月24日重任 |
|      |      | 平成30年 6月 8日登記 |

|  |                        |               |
|--|------------------------|---------------|
|  | <u>理事</u> <u>佐々木一樹</u> | 平成26年 3月29日重任 |
|  |                        | 平成26年 5月15日登記 |
|  |                        | 平成28年 3月27日退任 |
|  |                        | 平成28年 5月24日登記 |
|  | <u>理事</u> <u>瀧井敏郎</u>  | 平成26年 3月29日重任 |
|  |                        | 平成26年 5月15日登記 |
|  |                        | 平成28年 3月27日退任 |
|  |                        | 平成28年 5月24日登記 |
|  | <u>理事</u> <u>上田榮治</u>  | 平成26年 3月29日重任 |
|  |                        | 平成26年 5月15日登記 |
|  | <u>理事</u> <u>上田榮治</u>  | 平成28年 3月27日重任 |
|  |                        | 平成28年 5月24日登記 |
|  | <u>理事</u> <u>上田榮治</u>  | 平成30年 3月24日重任 |
|  |                        | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | <u>理事</u> <u>松崎康弘</u>  | 平成26年 3月29日重任 |
|  |                        | 平成26年 5月15日登記 |
|  |                        | 平成28年 3月27日重任 |
|  | <u>理事</u> <u>松崎康弘</u>  | 平成28年 5月24日登記 |
|  |                        | 平成30年 3月24日重任 |
|  | <u>理事</u> <u>松崎康弘</u>  | 平成30年 6月 8日登記 |
|  |                        | 平成26年 3月29日重任 |
|  | <u>理事</u> <u>日比野克彦</u> | 平成26年 5月15日登記 |
|  |                        | 平成28年 3月27日退任 |
|  |                        | 平成28年 5月24日登記 |
|  |                        | 平成28年 5月24日登記 |

|  |           |                |               |
|--|-----------|----------------|---------------|
|  | <u>理事</u> | <u>原 博 実</u>   | 平成26年 3月29日重任 |
|  |           |                | 平成26年 5月15日登記 |
|  |           |                | 平成28年 3月 8日辞任 |
|  |           |                | 平成28年 5月24日登記 |
|  | <u>理事</u> | <u>藤 縄 信 夫</u> | 平成26年 3月29日重任 |
|  |           |                | 平成26年 5月15日登記 |
|  | <u>理事</u> | <u>藤 縄 信 夫</u> | 平成28年 3月27日重任 |
|  |           |                | 平成28年 5月24日登記 |
|  |           |                | 平成30年 3月24日退任 |
|  |           |                | 平成30年 6月 8日登記 |
|  |           |                |               |
|  | <u>理事</u> | <u>新 宮 博</u>   | 平成26年 3月29日重任 |
|  |           |                | 平成26年 5月15日登記 |
|  |           |                | 平成28年 3月27日退任 |
|  |           |                | 平成28年 5月24日登記 |
|  | <u>理事</u> | <u>小 川 勇 二</u> | 平成26年 3月29日重任 |
|  |           |                | 平成26年 5月15日登記 |
|  |           |                | 平成28年 3月27日退任 |
|  |           |                | 平成28年 5月24日登記 |
|  | <u>理事</u> | <u>北 澤 豪</u>   | 平成26年 3月29日重任 |
|  |           |                | 平成26年 5月15日登記 |
|  | <u>理事</u> | <u>北 澤 豪</u>   | 平成28年 3月27日重任 |
|  |           |                | 平成28年 5月24日登記 |
|  | <u>理事</u> | <u>北 澤 豪</u>   | 平成30年 3月24日重任 |
|  |           |                | 平成30年 6月 8日登記 |

|    |                |               |               |
|----|----------------|---------------|---------------|
|    | 理事             | <u>林 義 規</u>  | 平成26年 3月29日重任 |
|    |                |               | 平成26年 5月15日登記 |
|    | 理事             | <u>林 義 規</u>  | 平成28年 3月27日重任 |
|    |                |               | 平成28年 5月24日登記 |
|    | 理事             | <u>林 義 規</u>  | 平成30年 3月24日重任 |
|    |                |               | 平成30年 6月 8日登記 |
|    | 理事             | <u>上 川 徹</u>  | 平成26年 3月29日重任 |
|    |                |               | 平成26年 5月15日登記 |
|    |                |               | 平成28年 3月27日退任 |
|    |                |               | 平成28年 5月24日登記 |
|    | 理事             | <u>三 好 豊</u>  | 平成26年 3月29日重任 |
|    |                |               | 平成26年 5月15日登記 |
| 理事 | <u>三 好 豊</u>   | 平成28年 3月27日重任 |               |
|    |                | 平成28年 5月24日登記 |               |
| 理事 | <u>三 好 豊</u>   | 平成30年 3月24日重任 |               |
|    |                | 平成30年 6月 8日登記 |               |
| 理事 | <u>大 河 正 明</u> | 平成26年 3月29日重任 |               |
|    |                | 平成26年 5月15日登記 |               |
|    |                | 平成28年 3月27日退任 |               |
|    |                | 平成28年 5月24日登記 |               |
| 理事 | <u>村 井 満</u>   | 平成26年 3月29日就任 |               |
|    |                | 平成26年 5月15日登記 |               |
| 理事 | <u>村 井 満</u>   | 平成28年 3月27日重任 |               |
|    |                | 平成28年 5月24日登記 |               |
| 理事 | <u>村 井 満</u>   | 平成30年 3月24日重任 |               |
|    |                | 平成30年 6月 8日登記 |               |

|  |    |             |               |
|--|----|-------------|---------------|
|  | 理事 | <u>川原明子</u> | 平成26年 3月29日就任 |
|  |    |             | 平成26年 5月15日登記 |
|  | 理事 | <u>川原明子</u> | 平成28年 3月27日重任 |
|  |    |             | 平成28年 5月24日登記 |
|  |    |             | 平成30年 3月24日退任 |
|  |    |             | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 理事 | <u>池田浩</u>  | 平成26年 3月29日就任 |
|  |    |             | 平成26年 5月15日登記 |
|  | 理事 | <u>池田浩</u>  | 平成28年 3月27日重任 |
|  |    |             | 平成28年 5月24日登記 |
|  | 理事 | <u>池田浩</u>  | 平成30年 3月24日重任 |
|  |    |             | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 理事 | <u>鈴木寛</u>  | 平成26年 3月29日就任 |
|  |    |             | 平成26年 5月15日登記 |
|  | 理事 | <u>鈴木寛</u>  | 平成28年 3月27日重任 |
|  |    |             | 平成28年 5月24日登記 |
|  | 理事 | <u>鈴木寛</u>  | 平成30年 3月24日重任 |
|  |    |             | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 理事 | <u>松本敏嗣</u> | 平成26年 3月29日就任 |
|  |    |             | 平成26年 5月15日登記 |
|  | 理事 | <u>松本敏嗣</u> | 平成28年 3月27日重任 |
|  |    |             | 平成28年 5月24日登記 |
|  |    |             | 平成28年 7月31日辞任 |
|  |    |             | 平成28年 9月12日登記 |

|           |               |               |               |
|-----------|---------------|---------------|---------------|
|           | <u>理事</u>     | <u>中西 聡太</u>  | 平成26年 3月29日就任 |
|           |               |               | 平成26年 5月15日登記 |
|           |               |               | 平成28年 3月27日退任 |
|           |               |               | 平成28年 5月24日登記 |
|           | <u>理事</u>     | <u>荒川 剛</u>   | 平成26年 3月29日就任 |
|           |               |               | 平成26年 5月15日登記 |
|           | <u>理事</u>     | <u>荒川 剛</u>   | 平成28年 3月27日重任 |
|           |               |               | 平成28年 5月24日登記 |
|           |               |               | 平成30年 3月24日退任 |
|           |               |               | 平成30年 6月 8日登記 |
|           | <u>理事</u>     | <u>竹山 勝自</u>  | 平成26年 3月29日就任 |
|           |               |               | 平成26年 5月15日登記 |
| <u>理事</u> | <u>竹山 勝自</u>  | 平成28年 3月27日重任 |               |
|           |               | 平成28年 5月24日登記 |               |
|           |               | 平成30年 3月24日退任 |               |
|           |               | 平成30年 6月 8日登記 |               |
| <u>理事</u> | <u>福川 元多賀</u> | 平成26年 3月29日就任 |               |
|           |               | 平成26年 5月15日登記 |               |
|           |               | 平成28年 3月27日退任 |               |
|           |               | 平成28年 5月24日登記 |               |
| <u>理事</u> | <u>佐藤 一朗</u>  | 平成27年10月 4日就任 |               |
|           |               | 平成27年12月 1日登記 |               |
|           |               | 平成28年 3月27日退任 |               |
|           |               | 平成28年 5月24日登記 |               |

|  |    |              |               |
|--|----|--------------|---------------|
|  | 理事 | <u>岡田 武史</u> | 平成28年 3月27日就任 |
|  |    |              | 平成28年 5月24日登記 |
|  |    |              | 平成30年 3月24日退任 |
|  |    |              | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 理事 | <u>岡島 正明</u> | 平成28年 3月27日就任 |
|  |    |              | 平成28年 5月24日登記 |
|  |    |              | 平成30年 3月24日退任 |
|  |    |              | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 理事 | <u>原 博 実</u> | 平成28年 3月27日就任 |
|  |    |              | 平成28年 5月24日登記 |
|  | 理事 | <u>原 博 実</u> | 平成30年 3月24日重任 |
|  |    |              | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 理事 | <u>大南 博義</u> | 平成28年 3月27日就任 |
|  |    |              | 平成28年 5月24日登記 |
|  |    |              | 平成30年 3月24日退任 |
|  |    |              | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 理事 | <u>古田 篤良</u> | 平成28年 3月27日就任 |
|  |    |              | 平成28年 5月24日登記 |
|  |    |              | 平成30年 3月24日退任 |
|  |    |              | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 理事 | <u>兵頭 龍哉</u> | 平成28年 3月27日就任 |
|  |    |              | 平成28年 5月24日登記 |
|  |    |              | 平成30年 3月24日退任 |
|  |    |              | 平成30年 6月 8日登記 |

|  |    |             |               |
|--|----|-------------|---------------|
|  | 理事 | <u>竹田孝</u>  | 平成28年 3月27日就任 |
|  |    |             | 平成28年 5月24日登記 |
|  | 理事 | 竹田孝         | 平成30年 3月24日重任 |
|  |    |             | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 理事 | <u>眞壁潔</u>  | 平成28年 3月27日就任 |
|  |    |             | 平成28年 5月24日登記 |
|  | 理事 | 眞壁潔         | 平成30年 3月24日重任 |
|  |    |             | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 理事 | <u>西野朗</u>  | 平成28年 3月27日就任 |
|  |    |             | 平成28年 5月24日登記 |
|  | 理事 | 西野朗         | 平成30年 3月24日重任 |
|  |    |             | 平成30年 6月 8日登記 |
|  |    |             | 平成30年 4月 6日辞任 |
|  |    |             | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 理事 | <u>小川佳実</u> | 平成28年 3月27日就任 |
|  |    |             | 平成28年 5月24日登記 |
|  | 理事 | 小川佳実        | 平成30年 3月24日重任 |
|  |    |             | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 理事 | <u>今井純子</u> | 平成28年 3月27日就任 |
|  |    |             | 平成28年 5月24日登記 |
|  | 理事 | 今井純子        | 平成30年 3月24日重任 |
|  |    |             | 平成30年 6月 8日登記 |
|  | 理事 | <u>須原清貴</u> | 平成28年 3月27日就任 |
|  |    |             | 平成28年 5月24日登記 |
|  | 理事 | 須原清貴        | 平成30年 3月24日重任 |
|  |    |             | 平成30年 6月 8日登記 |



|           |        |               |
|-----------|--------|---------------|
| <u>理事</u> | 山口 香   | 平成28年 3月27日就任 |
|           |        | 平成28年 5月24日登記 |
| <u>理事</u> | 山口 香   | 平成30年 3月24日重任 |
|           |        | 平成30年 6月 8日登記 |
| <u>理事</u> | 赤須 陽太郎 | 平成28年12月23日就任 |
|           |        | 平成29年 2月21日登記 |
|           |        | 平成30年 3月24日退任 |
|           |        | 平成30年 6月 8日登記 |
| <u>理事</u> | 高島 利実  | 平成28年12月23日就任 |
|           |        | 平成29年 2月21日登記 |
| <u>理事</u> | 高島 利実  | 平成30年 3月24日重任 |
|           |        | 平成30年 6月 8日登記 |
|           |        | 平成30年 8月13日辞任 |
|           |        | 令和 1年 5月29日登記 |
| <u>理事</u> | 岩上 和道  | 平成30年 3月24日就任 |
|           |        | 平成30年 6月 8日登記 |
| <u>理事</u> | 森 亮    | 平成30年 3月24日就任 |
|           |        | 平成30年 6月 8日登記 |
| <u>理事</u> | 田中 厚   | 平成30年 3月24日就任 |
|           |        | 平成30年 6月 8日登記 |
| <u>理事</u> | 藤田 一豊  | 平成30年 3月24日就任 |
|           |        | 平成30年 6月 8日登記 |
| <u>理事</u> | 前田 康一  | 平成30年 3月24日就任 |
|           |        | 平成30年 6月 8日登記 |
| <u>理事</u> | 宗政 潤一郎 | 平成30年 3月24日就任 |
|           |        | 平成30年 6月 8日登記 |

|       |            |               |
|-------|------------|---------------|
| 理事    | 藤田克己       | 平成30年 3月24日就任 |
|       |            | 平成30年 6月 8日登記 |
| 理事    | 佐々木則夫      | 平成30年 3月24日就任 |
|       |            | 平成30年 6月 8日登記 |
| 理事    | 手塚貴子       | 平成30年 3月24日就任 |
|       |            | 平成30年 6月 8日登記 |
| 理事    | 池田洋二       | 平成30年 9月 8日就任 |
|       |            | 平成30年12月26日登記 |
| 理事    | 関塚隆        | 平成30年 9月 8日就任 |
|       |            | 平成30年12月26日登記 |
| 理事    | 溝口昇        | 平成30年12月24日就任 |
|       |            | 平成31年 3月25日登記 |
| 会計監査人 | 太陽有限責任監査法人 | 平成29年 3月26日就任 |
|       |            | 平成29年 6月13日登記 |
| 会計監査人 | 太陽有限責任監査法人 | 平成30年 3月24日重任 |
|       |            | 平成30年 6月 8日登記 |
| 監事    | 岩城健        | 平成26年 3月29日重任 |
|       |            | 平成26年 5月15日登記 |
| 監事    | 岩城健        | 平成28年 3月27日重任 |
|       |            | 平成28年 5月24日登記 |
|       |            | 平成30年 3月24日退任 |
|       |            | 平成30年 6月 8日登記 |

|                            |  |       |               |
|----------------------------|--|-------|---------------|
|                            | 監事   | 原 秋 彦 | 平成26年 3月29日重任 |
|                            |  |       | 平成26年 5月15日登記 |
|                            | 監事   | 原 秋 彦 | 平成28年 3月27日重任 |
|                            |  |       | 平成28年 5月24日登記 |
|                            |  |       | 平成30年 3月24日退任 |
|                            |  |       | 平成30年 6月 8日登記 |
|                            | 監事   | 福 田 雅 | 平成28年 3月27日就任 |
|                            |  |       | 平成28年 5月24日登記 |
|                            | 監事   | 福 田 雅 | 平成30年 3月24日重任 |
|                            |  |       | 平成30年 6月 8日登記 |
|                            | 監事   | 西 本 強 | 平成30年 3月24日就任 |
|                            |  |       | 平成30年 6月 8日登記 |
| 役員等の法人に対する責任の免除に関する規定      | この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。   |       |               |
| 非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定 | この法人は、外部役員との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 |       |               |
| 会計監査人設置法人に関する事項            | 会計監査人設置法人<br>平成29年 3月26日設定 平成29年 6月13日登記   |       |               |
| 登記記録に関する事項                 | 平成24年4月1日財団法人日本サッカー協会を名称変更し、移行したことにより設立<br>平成24年 4月 1日登記   |       |               |

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 元年 6月 5日  
東京法務局  
登記官

羽 石 研 造



# 評議員会運営規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第24条の2に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定め、それによって評議員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## 第2章 評議員会の招集の手続等

(招集の手続)

第2条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
  - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
  - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第3条 評議員会を招集するには、前条第2項の場合を除き、会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

- 2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の通知には、第2条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(招集手続の省略)

第4条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。

## 第3章 評議員会の議事

(評議員会の決議事項)

第5条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 司法機関（規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会）の委員長、副委員長及び委員の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 評議員候補者を評議員会に推薦できる加盟団体の認定又は取消し
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認（ただし、本協会定款第14条第2項に該当する場合に限る。）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) 評議員会に提出・提供された資料を調査する者の選任
- (11) 評議員の請求により又は評議員により招集された評議員会においては、業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (12) 評議員会の延期又は続行
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又は本協会定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。

ただし、前項(10)、(11)及び(12)並びに会計監査人に対する評議員会への出席の要請に係る事項については、この限りではない。

(議長)

第6条 評議員会の議長は、開催の都度、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第7条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第8条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第9条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事、監事又は当該議題に係る議案の提案者に対しその議題又は当該議題に係る議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事、監事又は当該議題に係る議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 評議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該評議員会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることにより本協会その他の者の権利を侵害することとなる場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

3 法人法第180条の規定により評議員から招集の請求があった場合、同法第184条の規定により提案があった場合、同法第185条の規定により議案の提出があった場合、又は同法第191条に係る議案の提出があった場合は、議長はその評議員に議題又は議案の説明を求めなければならない。また必要があるときは理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議題の審議)

第10条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第11条 評議員は、評議員会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第1項の動議が、評議員会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第12条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その評議員会の議長を出席評議員の中から選出する。

3 評議員会の議長が、その評議員会において出席評議員の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採決)

第13条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

5 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

6 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(採決結果の宣言)

第14条 議長は、採決が終了した場合には、その結果及びその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

(議事録の配布)

第16条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

#### 第4章 雑 則

(改 廃)

第17条 本規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1. 本規則は、2017年12月16日から施行する。

(改正)

2018年12月24日

# 理事会運営規則

## (目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、定款第50条の規定に基づき、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## (構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

## (オブザーバー)

第3条 評議員推薦加盟団体規則第2条第1項第4号から第12号までに規定する以下の9団体の代表者は、オブザーバーとして理事会に出席することができる。

- (1) 一般社団法人日本フットボールリーグ
- (2) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ
- (3) 一般財団法人日本フットサル連盟
- (4) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- (5) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- (6) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- (7) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
- (8) 公益財団法人日本中学校体育連盟
- (9) 一般社団法人日本プロサッカー選手会

2 各種委員会の委員長は、オブザーバーとして理事会に出席することができる。

3 第1項及び第2項に規定するほか、会長は別に、オブザーバーを定めることができる。

4 オブザーバーは、理事会において、理事、監事、及び事務総長から求められた場合には、意見を述べることができる。

5 オブザーバーは、理事会の議決権を有しない。

6 オブザーバーが理事会に出席した場合の旅費日当は、役員旅費規程の理事に準じて、本協会が負担する。

## (理事会の種類及び開催)

第4条 理事会は、原則として毎月開催する。

2 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

## (招集権者)

第5条 理事会は、会長が招集する。

2 ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長が予め指名した理事が理事会を招集し、議長を務める。

3 招集権者でない理事は、招集権者である理事に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項の手續に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

## (招集手続)

第6条 理事会の招集権者は、理事会の招集通知を理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手續を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、予め招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(理事の議決権)

第9条 各理事は、理事会における一議決権を有する。

2 出席理事のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

(決議の方法)

第10条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第11条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- ① 本協会の業務執行の決定
- ② 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- ③ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ④ 重要な財産の処分及び譲受け
- ⑤ 多額の借入
- ⑥ 重要な使用人の選任及び解任
- ⑦ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑧ 内部管理体制の整備
- ⑨ 定款第33条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
- ⑩ 事業計画書及び収支予算書の承認
- ⑪ 事業報告及び計算書類等の承認
- ⑫ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- ① 下記の規則の制定、変更及び廃止
  - イ 加盟団体規則
  - ロ 財産管理運用規則
  - ハ 常務理事会組織運営規則
  - ニ 司法機関組織運営規則
  - ホ 各種委員会組織運営規則
  - ヘ 事務局組織運営規則
  - ト その他必要な事項に係る規則
- ② 名誉役員を選任及び解任
- ③ 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職
- ④ 基本財産の維持、管理及び処分の決定
- ⑤ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- ① 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更



- ② 重要な事業その他にかかる争訟の処理
- ③ その他理事会が必要と認める事項

(報告)

第12条 会長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 3 競業取引又は本協会との間で取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録のいずれかをもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した会長及び監事がこれに署名押印又は電子署名をしなければならない。

- 2 前項の議事録は、10年間本協会の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第14条 議長は、理事会の議事の経過及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第16条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

第17条 この規則は、2017年4月13日から施行する。

# 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第19条及び第31条の規定に基づき、本協会の評議員及び役員の報酬に関し、法令又は本協会の定款について定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2. 常勤役員とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
3. 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

## 第2章 役員報酬

(報酬)

第3条 この規則において報酬とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員に支給する月額報酬及び退職慰労金
- (2) 非常勤役員に支給する次に定める日当及び月額報酬
  - ① 下記会議への出席の都度支給する日当  
常務理事会 30,000円  
理事会 20,000円
  - ② 担当業務に対する月額報酬
- (3) 本協会から役員等に対し出張を依頼する際、別に定める旅費規程に基づき支給する日当

(費用)

第4条 役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む。）及び手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に区分しなければならない。

(報酬等の額の決定)

第5条 月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、理事会の承認を経て会長が決定する。

(報酬の支給と控除)

第6条 報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日は事務局職員と同様とする。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(出張時の日当)

第7条 本協会が役員等に対し出張を依頼するときは、別に定める旅費規程に基づき、日当を支給する。

(費用の支払い)

第8条 本協会は、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。

2. 通勤手当については、事務局職員の給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

### 第3章 役員退職慰労金

(退職慰労金)

第9条 常勤役員が退職（死亡した場合を含む。以下同じ。）した場合は、第10条の規定に基づき算出した退職慰労金を支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

(算出方法)

第10条 本協会の常勤役員に支給する退職慰労金の算出方法は次のとおりとする。  
退任時最終役員月額報酬×（第11条に定める在任年数）×（第12条に定める係数）

(在任年数)

第11条 在任年数は1カ年を単位として、端数は月割とし1カ月未満は1カ月に切り上げる。

(係数)

第12条 係数は退任時の役職により次のとおりとする。

- |          |      |
|----------|------|
| (1) 会長   | 1. 5 |
| (2) 副会長  | 1. 4 |
| (3) 専務理事 | 1. 3 |
| (4) 常務理事 | 1. 2 |
| (5) 理事   | 1. 1 |
| (6) 監事   | 1. 1 |

(功労加算金)

第13条 本協会は、在任中の業務に関し著しい功労のあった常勤役員に対し、第10条の規定により算出した金額の30%を限度として、功労加算金を支給することができる。

(支給時期)

第14条 役員退職慰労金は、当該常勤役員の退任後2カ月以内に支給することを原則とするが、経済状況及び本協会の業績等により、当該常勤役員と協議のうえ支給時期を定めることができる。

### 第4章 補則

(公表)

第15条 本協会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第17条 この規則の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公益財団法人日本サッカー協会の設立の登記の日から施行する。

[改正]

2018年9月8日

別表：役員報酬表（単位：円）

| 号俸 | 月額        |
|----|-----------|
| 1  | 200,000   |
| 2  | 250,000   |
| 3  | 300,000   |
| 4  | 350,000   |
| 5  | 400,000   |
| 6  | 450,000   |
| 7  | 500,000   |
| 8  | 550,000   |
| 9  | 600,000   |
| 10 | 650,000   |
| 11 | 700,000   |
| 12 | 750,000   |
| 13 | 800,000   |
| 14 | 850,000   |
| 15 | 900,000   |
| 16 | 950,000   |
| 17 | 1,000,000 |
| 18 | 1,050,000 |
| 19 | 1,100,000 |
| 20 | 1,150,000 |
| 21 | 1,200,000 |
| 22 | 1,250,000 |
| 23 | 1,300,000 |
| 24 | 1,350,000 |
| 25 | 1,400,000 |
| 26 | 1,450,000 |
| 27 | 1,500,000 |
| 28 | 1,550,000 |
| 29 | 1,600,000 |
| 30 | 1,650,000 |
| 31 | 1,700,000 |
| 32 | 1,750,000 |
| 33 | 1,800,000 |
| 34 | 1,850,000 |
| 35 | 1,900,000 |
| 36 | 1,950,000 |
| 37 | 2,000,000 |
| 38 | 2,050,000 |
| 39 | 2,100,000 |
| 40 | 2,150,000 |
| 41 | 2,200,000 |

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 4 2 | 2, 2 5 0, 0 0 0 |
| 4 3 | 2, 3 0 0, 0 0 0 |
| 4 4 | 2, 3 5 0, 0 0 0 |
| 4 5 | 2, 4 0 0, 0 0 0 |
| 4 6 | 2, 4 5 0, 0 0 0 |
| 4 7 | 2, 5 0 0, 0 0 0 |

# 事務局組織運営規則

## (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第43条第5項の規定に基づき、本協会の事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。

## (事務局の組織)

第2条 本協会の事務局に、部及び室を置く。

- 2 部及び室内に業務グループを設置することができる。
- 3 事務局直下に特定業務に従事する実行本部、プロジェクト等を設置することがある。

## (職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務総長
- (2) その他の職員

- 2 前項の職員とは、雇用契約者及び出向者をいう。
- 3 部及び室の事業状況に合わせ、業務委託者、派遣職員を配置することができる。
- 4 雇用、出向、業務委託等に関する手続、決裁に関する事項は会長が別に定める。

## (役職)

第4条 事務局に事務総長、部長、室長、副部長、グループ長等を組織管理者として置く。

- 2 前項のほか、事務局業務の実施にあたり必要があると認めるときは、職員に對外呼称を定めることができる。

## (事務総長)

第5条 事務総長は、事務局の事務を統括する。

- 2 事務総長は、会長が理事会の承認を経て任免する。

## (所掌事務)

第6条 部長又は室長は、部又は室の最高管理者として、それぞれの部又は室の所掌事務を処理する。

- 2 副部長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 グループ長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 その他職員は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。

## (職員の任免と職務)

第7条 職員の任免と職務の決定は、事案決裁規則による。

- 2 役職の任命については、原則以下のとおりとする。
  - (1) 部長又は室長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。
  - (2) 副部長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。
  - (3) グループ長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。
- 3 外部への出向に関する事項は、会長が別に定める。

## (改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## (細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## (附則)

第10条 この規則は、2017年4月13日から施行する。

## (改正)

- 2017年12月7日（2018年1月1日施行）  
2018年5月17日

2018年7月26日（2018年9月1日施行）  
2018年9月13日  
2018年12月13日

# 契約職員給与細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本細則は、就業規則第74条に基づき、契約職員に対する給与の決定、計算及び支払の方法、締切及び支払の時期並びに給与の改定などに関する事項を定める。

### (給与の種類)

第2条 契約職員の給与は、日給月給制とする。

### (給与体系)

第3条 本細則において、給与体系は次のとおり定める。

| 給与 | 基準内給与 | 基本給<br>(月給制) | 基準年俸月額      |
|----|-------|--------------|-------------|
|    |       |              | 成果年俸月額      |
|    |       |              | 通勤手当        |
|    |       |              | 時間外勤務手当     |
|    |       |              | 深夜勤務手当      |
|    |       |              | 休日勤務手当      |
|    |       |              | 休業手当(不就業手当) |

## 第2章 給与の支払

### (計算期間)

第4条 給与は、不就業無給を原則とし、毎月1日から末日までの1ヶ月を計算期間として計算する。

### (支払日)

第5条 協会は、前条に定める計算期間の給与を当月25日に支払う。ただし、当日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払うものとする。

2 前項にかかわらず、第19条の規定による超過勤務手当の支給等、月々変動するものについては、当月分を翌月25日に支払う。

### (支払方法)

第6条 給与は、原則として、契約職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。ただし、契約職員がこれに同意しない場合には、全額を通貨によって支払明細書を添えて、直接本人に支払う。

2 給与の口座振込を受けようとする契約職員は、予め別に定める手続きにより、振込を受ける預貯金の口座を協会に届け出なければならない。

3 協会は、口座振込により給与を支払う場合は、契約職員が、給与支払日当日に払出しができるようにする。

### (給与支払時からの控除)

第7条 給与支払の際には、次に掲げるものを控除する。

#### (1) 法令で定められたもの

- ① 源泉所得税
- ② 住民税(普通徴収希望者を除く)
- ③ 健康保険料
- ④ 介護保険料(該当者のみ)
- ⑤ 厚生年金保険料
- ⑥ 雇用保険料

#### (2) 該当した際に控除できるもの



- ① 欠勤による控除額
  - ② 遅刻、早退、私用外出による控除額
  - ③ 財形貯蓄積立額
  - ④ 通勤手当（経路変更、退職時の過払い額）
- (3) 職員等の過半数を代表する職員代表と書面により協定されたもの

(非常時払い)

第8条 協会は、契約職員又は契約職員の収入によって生計を維持する者が次の各号のいずれかに該当する場合で、契約職員から請求があった場合は、第5条の規定にかかわらず給与支払日前においても既往の労働に対する給与を支給する。

- (1) 出産、疾病、結婚、死亡または災害のため費用を要する場合
- (2) やむを得ない事由により、1週間以上にわたり帰郷するため費用を要する場合
- (3) その他やむを得ない事情があると協会が認めた場合

(退職及び死亡時の支払い)

第9条 契約職員が退職又は死亡した場合において、本人又は遺族から給与、その他の金品の支払請求があった場合は、第5条の規定にかかわらず、7日以内に既往の労働に対する給与等を支払う。

- 2 遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの遺族補償を受けるべき者に関する規定に準ずるものとする。

### 第3章 給与の計算基準

(日割計算)

第10条 給与計算期間の中途において、次の各号のいずれかに該当したときは、その月の給与の計算は日割計算をして支払う。

- (1) 新規採用したとき
- (2) 退職したとき
- (3) 出勤停止を命じたとき

- 2 本細則における給与の日割計算は、次の算式によるものとする。

$$\text{日割計算額} = \text{基本給} / \text{月平均所定勤務日数} \times \text{出勤日数}$$

(給与計算期間中における給与額の変更)

第11条 昇給、減給により基本給に変更があった場合は、その事由が発生した日を給与計算期間の開始日として変更するものとする。

- 2 通勤手当の変更については、本人の届出があった日の翌月から変更するものとする。
- 3 前項において、通勤手当の額が減額になったにもかかわらず、本人が届出を怠った場合には、本来減額すべき月まで遡って、過払い分を返金しなければならない。

(端数処理)

第12条 時間外勤務、休日勤務、深夜勤務の勤務時間を算出する場合、一給与計算期間の勤務時間を合計し、それぞれ30分未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨て、30分を超え1時間未満の場合にはこれを1時間に切り上げるものとする。

- 2 遅刻及び早退日の不就労時間を算出する場合は、一給与計算期間の当該時間を合計し、1分単位にて処理するものとする。
- 3 日割計算、時間割計算、時間外勤務手当などの算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り上げるものとする。ただし、給与を控除する場合には、これを切り捨てるものとする。

(欠勤控除)

第13条 契約職員が欠勤した場合は、給与控除額は次のとおり計算し、欠勤が発生した月の各人の給与より控除する。

$$\text{控除額} = \text{基本給} / \text{月平均所定勤務日数} \times \text{欠勤日数}$$

(遅刻、早退、私用外出した場合の計算)

第14条 契約職員が私用により遅刻、早退、外出した場合は、次のとおり計算し、事由が発生した月の各人の給与より控除する。

$$\text{控除額} = \text{基本給} / \text{月平均所定勤務時間} \times \text{控除時間数}$$

### 第4章 基準内給与

(基準年俸)

第15条 基準年俸とは、各人の資格に応じて決定された固定年俸をいう。

(成果年俸)

第16条 成果年俸とは、業務成果に応じて支給額が変動する年俸をいう。

(基本給)

第17条 基本給は、15条及び第16条に定める基準年俸と成果年俸の合計額を1.2等分した額とする。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、協会が最も経済的かつ合理的と認める順路及び交通機関を利用し、現住居より協会に通勤する者に対して支給する。

2 通勤手当は、非課税限度額内において、6ヶ月毎にその6ヶ月分の通勤定期券代の実費を支給する。ただし、協会が必要と認めた場合にはこの限りでない。

3 通勤に利用する交通機関は、原則として、電車とする。ただし、徒歩1.0km以上の距離があり、その区間にバス以外に交通機関がない場合に限り、バスの利用を認めることがある。

4 協会は、前項で定める以外の交通機関による通勤は認めない。

## 第5章 基準外給与

(超過勤務手当の支給要件)

第19条 時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当は、所属上長の業務命令に従い、時間外、深夜又は休日に勤務した場合に、本人の申請及び所属上長の承認があった場合に限り、支給する。

(超過勤務手当の算定基礎額)

第20条 時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当の算定基礎額は、次のとおりとする。

$$\text{算定基礎額} = \text{基本給} / \text{月平均所定勤務時間}$$

(時間外勤務手当)

第21条 時間外勤務手当は、所定の勤務時間を超えて勤務した契約職員に対し、本人の申請及び所属上長の承認があった場合に支払うものとする。

2 法定労働時間内における時間外勤務手当の額は、次の式により計算する。

$$\text{時間外勤務手当} = \text{算定基礎額} \times 1.0 \times \text{時間外勤務時間数}$$

3 法定労働時間を超えて勤務した場合の時間外勤務手当の額は、次の式により計算する。

$$\text{時間外勤務手当} = \text{算定基礎額} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$$

(深夜勤務手当)

第22条 深夜勤務手当は、午後10時から午前5時までの間に勤務した契約職員に対し、本人の申請及び所属上長の承認があった場合に支払うものとする。

2 深夜勤務手当の額は、次の式により計算する。

$$\text{深夜勤務手当} = \text{算定基礎額} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$$

3 時間外勤務又は休日勤務が深夜に及んだ場合は、時間外勤務手当又は休日勤務手当の割増率に前項の深夜勤務手当の割増率を加算して計算した額を支払う。

(休日勤務手当)

第23条 休日勤務手当は、法定休日に勤務した契約職員に対し、本人の申請及び所属上長の承認があった場合に支払うものとする。

2 休日勤務手当の額は、次の式により計算する。

$$\text{休日勤務手当} = \text{算定基礎額} \times 1.35 \times \text{法定休日勤務時間数}$$

(休業手当)

第24条 契約職員が、協会の責めに帰すべき事由により休業した場合においては、協会は休業1日につき、平均賃金の100分の60を支払う。

## 第6章 給与の改定

(給与の改定)

第25条 協会は、原則として、毎年1回、4月1日に基準年俸（昇給及び降給）及び成果年俸の改定を行う。ただし、業績の著しい低下その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項の改定額については、人事評価制度における行動評価結果及び成果評価結果に基づき決定する。なお、人事評価の対象期間は前年1月1日から前年12月31日までとし、支給対象期間を4月度から翌年3月度までとする。

3 対象者は、前年12月31日現在の在籍者とし、原則として、引き続き3ヶ月以上勤務した者とする。ただし、協会が必要と認めた場合はこの限りでない。

4 次に掲げる者は、昇給の資格を有しない。

(1) 勤務成績不良の者

(2) 業務外の事由により、実勤務日数が所定の出勤義務日数の3分の2に達しない者

(3) 退職手続中の者

(4) その他昇給することが不相当と認められる者

5 期の途中に、協会の命令により職責の変更があった場合、期待値が著しく変更した場合又は特に功労があり協会が必要と認めた場合等においては、本人との合意のうえ、年俸を変更することがある。

## 第7章 雑則

(賞与及び退職金)

第26条 賞与及び退職金は支給しない。

## 第8章 改正

(改正)

第27条 本細則の改正は、職員等の過半数を代表する者の意見を聴いて、会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第28条 本細則は、2013年1月1日から施行するものとする。

(改正)

2016年2月1日

2018年1月1日

# 事案決裁規則

## (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第50条の規定に基づき、本協会の事案の決裁に関して必要な事項を定め、事務局における事務の効率的な運営を図ることを目的とする。

## (原則)

第2条 本協会における事案の決裁者は会長とし、会長はこの規則の定めるところにより、専務理事、事務総長及び部長又は室長に決裁権を委任することができる。

## (会長の決裁事案)

第3条 会長は、次のものを決裁する。

- (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案
- (2) 本協会の運営に係る重要方針に関する事案
- (3) 予算の編成及び決算に関する事案
- (4) 理事会及び評議員会の運営に関する事案
- (5) 定款に関する事案
- (6) 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (7) 特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案
- (8) 職員の任免（昇任、昇格を含む。）、分限、懲戒及び表彰に関する事案
- (9) 副会長、専務理事、常務理事、理事及び事務総長の国内出張に関する事案
- (10) 副会長、専務理事、常務理事、理事、事務総長及び部長又は室長の海外出張に関する事案
- (11) 1,000万円以上の収入及び支出に関する事案
- (12) 予算の流用に関する事案
- (13) 職員の給与に関する事案
- (14) その他特に重要な事項に関する事案

## (専務理事の決裁事案)

第4条 専務理事は次のものを決裁できる。

- (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行に関する事案
- (2) 規則等に関する事案
- (3) 重要な事項に係る報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (4) 重要な申請、照会、諮問及び通知に関する事案
- (5) 500万円以上1,000万円未満の収入及び支出に関する事案
- (6) その他重要な事項に関する事案

## (事務総長の決裁事案)

第5条 事務総長は、次のものを決裁できる。

- (1) 定例的な照会、回答及び通知並びに軽易な会議に関する事案
- (2) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (3) 一般的な申請、照会、回答及び通知に関する事案
- (4) 部長又は室長の国内出張に関する事案
- (5) 副部長、グループ長及び部員の海外出張に関する事案
- (6) 部長又は室長の勤怠に関する事案
- (7) 50万円以上500万円未満の収入及び支出に関する事案
- (8) その他比較的重要な事項に関する事案

## (部長又は室長の決裁事案)

第6条 部長又は室長は、次のものを決裁できる。

- (1) 副部長、グループ長及び部員の勤怠に関する事案
- (2) 副部長、グループ長及び部員の国内出張に関する事案
- (3) 50万円未満の収入及び支出に関する事案
- (4) その他定例的な事項に関する事案

(役員承認)

第7条 第3条及び第4条に定める事案は、それぞれ決裁を受ける前に必要な役員の承認を得るものとする。

(代決)

第8条 次の各号の上に掲げる者が、出張又は休暇若しくはその他の事由により不在である場合は、当該各号の下に掲げる者がその事案を代決することができる。

- (1) 会長 専務理事
- (2) 専務理事 事務総長
- (3) 事務総長 総務部長
- (4) 部長又は室長 副部長・グループ長

2 前項により代決できる事案は、至急に処理しなければならない事案に限るものとする。ただし、その事案が特に重要であり、また、異例に属するものについては、代決することができない。

3 重要な事案に関し代決した場合、代決者又は起案者は、事後速やかに決裁できる者の承認を得なければならない。

(未決執行特認)

第9条 特に緊急な処理を必要とする事案で、決裁を受けることができないやむを得ない事情があるときは、専務理事が未決のまま執行を特認することができる。この場合、未決執行特認者は、稟議書にその旨記入するとともに、前条に従い、速やかに決裁を受けなければならない。

2 第2条、第3条及び第4条の各号の規定にかかわらず、定款及び本規則以外の諸規則の定めにより拘束される場合は、これに従う。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

第12条 この規則は、2017年4月13日から施行する。

(改正)

- 2017年12月7日 (2018年1月1日施行)
- 2018年7月26日 (2018年9月1日施行)
- 2018年9月13日

# 倫理規範

公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の組織運営、各種事業の推進に関わるすべての関係者は、社会的責任を果たしつつ、本協会の理念を追求すべく、高いレベルの倫理観に従って誠実かつ公平・公正に行動する。

本規範は、その具体的な行動等について下記のとおり定める。

なお、本規範に反した行動、行為を行った者は、社会の諸規範、本協会や加盟団体及び選手等が属する組織の諸規定等に則り、懲罰等を科せられることがある。

〔本協会の理念〕

サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献する。

## 1. 本規範の対象者

本規範の対象となる者（以下「役職員、登録者等」という。）は、本協会各種規則等に定める次の団体及び個人とする。

- (1) 本協会の役職員等（理事、監事、名誉役員、評議員、司法機関委員、各種委員会委員、職員、業務受託者、派遣職員等）
- (2) 本協会に加盟する以下の団体（以下「加盟団体」という。）
  - ① 都道府県サッカー協会
  - ② 地域サッカー協会
  - ③ 各種の連盟
  - ④ 関連団体
  - ⑤ Jリーグ
- (3) 本協会に登録する加盟するチーム（準加盟チームを含む）
- (4) 本協会に登録する以下の個人（以下「選手等」という。）
  - ① 選手
  - ② 指導者（監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者）
  - ③ 審判員
  - ④ 審判指導者
  - ⑤ 加盟団体の代表者
  - ⑥ 加盟団体の役職員その他の関係者

## 2. 行動の基本原則

役職員、登録者等の行動は、次の基本原則に基づくものである。

- (1) 本協会の使命と役割を自覚し、本協会の理念の実現に向け模範的かつ自発的であること。
- (2) 本協会及びサッカー界が社会的責任を負っていることを認識し、広くステークホルダーと協力して、社会からの期待に応えるようにすること。
- (3) 公私を問わず社会的信用の維持、向上に努めるとともに、常に自らを厳しく律し、責任を持って、誠実かつ公正であること。

## 3. 具体的な遵守事項

役職員、登録者等は、上記の基本原則に基づき、以下の事項を遵守して行動する。

### (1) 法令等の遵守

日本のみならず、世界各国の文化、法令等を尊重し、様々な社会規範、法規範及び本協会の定款、本規範に付随する諸規則等の内部規範、指示、指令、命令、決定及び裁定を遵守する。

様々な規範には、国際サッカー連盟（FIFA）、アジアサッカー連盟（AFC）及び東アジアサッカー連盟（EAFF）の諸規程並びにスポーツ仲裁裁判所（CAS）の仲裁関連規則の他、指示、指令、命令、決定並びに裁定等が含まれる。

### (2) 人権尊重と差別の禁止

人種、肌の色、民族、国籍、出自、性別、年齢、言語、障がい、性的指向、信条、宗教、政治、その他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別を行わない。また、人権を尊重し、差別を排除する環境作りに努め、人権侵害や差別に加担するような行為を行わない。

### (3) 適正な経理処理

経理に関し、法令、会計原則、基準、加盟団体及び選手等が属する組織の規則等に基づき適正な処

理を行い、金銭等を含む資産の本来の目的外への流用や不正行為、また、他者にそれを強いる行為を行わない、また、それを排除するよう行動する。

(4) 公正な取引関係の維持

サッカーを通じた活動に必要な物品やサービスの調達にあたり不合理な商習慣を排除し、公正かつ透明度の高い適正な関係を確立するとともにそれを保持する。

(5) 情報の厳正な管理

業務上やサッカーを通じて知り得た個人情報、機密情報及び非公開情報について、個人や法人の権利を尊重し、厳重に取り扱う。

(6) 情報の開示と説明責任

本協会、加盟団体及び選手等が属する組織の国内外の幅広いステークホルダーに対して活動状況を適時、適切に開示し、透明性の確保に努める。

(7) 自然環境の保全

社会の一員として、自然環境を保全する責任があることを自覚し、地球環境の持続可能性に配慮した活動を継続的に推進して、環境への負荷低減に努める。

(8) 地域社会への貢献

サッカーを通じ、より良い社会の実現に向けて、国内はもとより国際的にも積極的に地域社会に参画し、友好親善関係を築くとともに、地域社会の持続可能な発展に貢献するよう行動する。

(9) 試合結果の不正操作の禁止

試合の勝敗について予め取り決めを行う等の不正な試合操作に加担しない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動する。

(10) ドーピングの禁止

競技の健全な秩序や風紀を乱すドーピング行為を行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動する。

(11) 違法賭博の禁止

賭博は犯罪であるという認識を強く持ち、違法に金銭を賭ける賭博にあたる行為は行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動する。

(12) ハラスメントの禁止

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、暴力、誹謗、中傷等、様々なハラスメントを行わない、また、それを排除するよう行動する。

(13) 違法薬物や問題飲酒行動等の禁止

健康と安全を脅かす大麻、麻薬、覚せい剤等の違法薬物の譲受、譲渡、所持、使用、風紀を乱す問題飲酒行動、飲酒運転、及び未成年者の飲酒・喫煙等を行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動する。

(14) 不正な利得の收受行為の禁止

不当な利益供与を目的とした金品の供与、贈答、接待の授受やその疑いのある行為を行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動する。

(15) 私的利益追求の禁止

それぞれが所属する組織の社会的使命と責任を認識し、その職務や地位を、私的な利益の追求に利用しない。

(16) 反社会的勢力との断絶

市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、毅然とした態度を堅持するとともに一切の関係を持たない。

公益財団法人日本サッカー協会  
2016年6月16日 理事会決定  
2017年5月18日 改正

## 役員の仕事に関する規程

### (総則)

第1条 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）の理念の実現と本協会としての社会的責任を果たすことを目的として制定し、理事及び監事（以下「役員」という）はこの規程に従い行動するものとする。

2 本規程に定めのない事項は、次に掲げるものによる。

- (1) 国内関連法及びその他の法令
- (2) 定款
- (3) 基本規程
- (4) 理事会の決議
- (5) 常務理事会の決議
- (6) 評議員会の決議

### (適用範囲)

第2条 本規程は役員に適用する。

### (就任)

第3条 役員は、就任することを承諾したときは、すみやかに就任承諾書を提出しなければならない。

### (服務心得)

第4条 役員は、次の事項を遵守しなければならない。

#### (1) 法令遵守・社会規範遵守

- ① 事業活動にあたって法令（国際法を含む）、定款、基本規程及び社会的規範を遵守し、本協会のために忠実にその職務を遂行すること
- ② 遵守すべき法令又は適正な業務遂行のための要件が明らかでないときは、良識と常識をもって対処すること

#### (2) 忠実義務

- ① 理事会、常務理事会及び評議員会等の決議を遵守し、本協会の事業活動への協力及び担当職務を誠実に執行すること

#### (3) 守秘義務

- ① 本協会、関係取引先との職務を通じて入手した事業情報、特定個人の情報等を誠実かつ適切に管理し、守秘すること



(4) 監督義務

- ① 職位の名目に限らず、理事会、評議員会及び専門委員会に出席する役員は本協会の業務執行に対して監督義務を果たすべく建設的な意見の具申に努めること

(5) 緊密なコミュニケーション

- ① 所管部門並びに関係部門と連絡を密にし、本協会の活動の率先した統一、啓発を図ること

(6) 監事への報告

- ① 理事は内部統制システムの構築又は運用状況、コンプライアンス等に影響を与える重要事項についての報告を監事に行うこと
- ② 理事は監事から求められた事項の報告をすること

(禁止事項)

第5条 役員は、次の事項を行ってはならない。

(1) 自己取引・利益相反取引等の禁止

- ① 職務上の地位及び権限を利用して取引先から個人的に経済的な利益を受けること
- ② 職務上の地位及び権限を利用して特定の利害関係者に対する不当な差別的扱いをすること
- ③ 職務上の地位及び権限を利用した本協会との金銭貸借、土地建物取引、贈与、その他取引を行うこと（不利益な第三者取引の斡旋を含む）

(2) 情報漏洩及び不利益行動の禁止

- ① 本協会や関係取引先の行なう事業情報、並びに本協会職員、関係取引先担当者、個人登録者等を含めた機密情報、個人情報等を漏洩すること
- ② 本協会に明らかに不利益となる言動をすること
- ③ 本協会の信用又は名誉を著しく損なう言動をすること

(3) 知的財産権侵害の禁止

- ① 本協会及び他社の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、及びサービスマーク等の知的財産権を侵害すること
- ② 本協会に対し、本協会及び他社の知的財産権を侵害する行為を指示又は働きかけをすること

(4) その他

- ① その他前各号に準ずる行為をすること

(損害賠償)

第6条 役員が故意又は過失によって本協会に損害を与えたときは、本協会はその全部又は一部の賠償を請求することがある。

(期間)

第7条 本規程の禁止事項については、在任中はもとより退任後も遵守するものとする。

(罰則)

第8条 基本規程第12章〔懲罰〕に基づき理事会の諮問、決議をもって対応する。

(準用範囲)

第9条 本規程は、役員に加え以下の役職に従事する者にも準用される。

- (1) 名誉役員
- (2) 評議員
- (3) 各種委員会委員（委員長、副委員長及び委員）

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の決議を経て、これを行なう。

(附則)

第11条 本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改正〕

2016年4月14日

上記について一読の上、理解致しました。

年 月 日

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

## 倫理・コンプライアンス方針

公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）は、日本サッカー界を統括し代表する団体として、「サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献する。」ことを理念に掲げ、数多くの公益目的事業を行っています。

私たちは理念の実現に向けて、様々なステークホルダーの声に耳を傾け、期待に応える必要があると考えています。そして、日々の活動の中で社会的信用の維持・向上に努め、法令違反や不祥事を未然に防止し、倫理・コンプライアンスを意識した行動を実践することが最重要課題の一つであると認識しています。

特に、スポーツ界においては、ハラスメント、暴力、差別、八百長、違法賭博、ドーピング、違法薬物の使用、問題飲酒行動、不正経理、不正な利得の供与・收受などのコンプライアンス違反行為が、スポーツインテグリティを脅かす重大な問題となります。私たちは確固たる信念を持って、コンプライアンス違反行為の撲滅に取り組みます。

私たちは、具体的に以下に掲げる方針を胸に活動してまいります。

- (1) 常に「リスペクト」の精神をもって、誠実な姿勢で公正を貫くことを心がけ、公平な行動を行い、サッカーの普及及び強化活動を行います。
- (2) 倫理・コンプライアンスを「世界各国の法規範や内部規範の遵守だけではなく、社会通念や道徳など、社会から求められるより高いレベルの倫理観に従って行動し、誠実かつ公平・公正な行動を実践すること」と捉え、一人ひとりが実践します。
- (3) この倫理・コンプライアンスの実践、遵守を推進するために、組織風土の醸成や組織体制を構築し、組織一体となって倫理・コンプライアンス重視の組織基盤の整備を行います。

2016年5月19日  
公益財団法人日本サッカー協会  
会長 田嶋 幸三

## 内部通報者保護規則

### 第1条（目的）

公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）は、法令違反又は不祥事の未然防止及び社会的信頼の維持向上を通じて倫理・コンプライアンスの遵守を強化するため、「内部通報者保護規則」(以下「本規則」という。)を定める。

2 前項に定める目的のため、本協会は「通報窓口」を設置し、内部通報制度に関する運用規則を別に定める。

### 第2条（対象者）

本規則の対象者となる者（以下「役職員、登録者等」という。）は、次の団体及び個人とする。

(1) 本協会の役職員等（理事、監事、名誉役員、評議員、司法機関委員、各種委員会委員、職員、業務委託者、派遣職員等）

(2) 本協会に加盟する以下の団体（以下「加盟団体」という。）

- ① 都道府県サッカー協会
- ② 地域サッカー協会
- ③ 各種の連盟
- ④ 関連団体
- ⑤ Jリーグ

(3) 本協会に登録する加盟するチーム（準加盟チームを含む）

(4) 本協会に登録する以下の個人（以下「選手等」という。）

- ① 選手
- ② 指導者（監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者）
- ③ 審判員
- ④ 審判指導者
- ⑤ 加盟団体又は加盟チームの代表者
- ⑥ 加盟団体又は加盟チームの役職員その他の関係者

(5) その他の関係者

### 第3条（通報窓口）

役職員、登録者等は、本協会が設置した通報窓口に対して、指定された方法（電話、電子メール又は書面等）により通報を行うことができる。

2 前項にかかわらず、加盟団体が独自に通報窓口を設置した場合は、当該内部通報制度の運用は、当該団体が定める諸規程に従うものとする。

### 第4条（通報の対象行為）

通報の対象行為は、本協会倫理規範第3条等の違反行為とする。

### 第5条（通報者の責務）

通報者は、通報窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

### 第6条（通報窓口担当者等の責務）

通報を受けた通報窓口の担当者は、法規範並びに本協会の諸規程、指示、指令、命令、決定及び裁定に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

### 第7条（通報窓口での対応）

通報窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものとする。

2 通報窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく通報は受け付けない。

### 第8条（当事者の個人情報の保護）

本規則に定める業務に携わる者は、通報窓口寄せられた個人情報を正当な理由なく開示してはならない。

2 本協会及び加盟団体の役職員等は、通報窓口寄せられた個人情報を正当な理由なく開示するよう求めてはならない。

### 第9条（通報に基づく調査）

通報窓口の担当者は、原則として通報を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知を通報者に対して行う。ただし、通報窓口ごとに、個別の運用規則を定めている場合はこの限りではない。

- 2 本協会は、通報に基づき必要と判断した場合は公正かつ公平に調査を行う。
- 3 通報に基づく調査において、調査の対象となった者は、公正な聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。
- 4 役職員、登録者等は、通報に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

#### 第10条（不利益処分の禁止）

役職員、登録者等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益となる行為をしてはならない。

#### 第11条（懲罰等）

本規則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会及び加盟団体の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

#### 第12条（改廃）

本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附 則

#### 第13条（施行期日）

この規則は、2017年1月1日から施行する。

# リスク管理規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規則は、定款第50条の規定に基づき、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）にかかるリスクの適切な管理、対応並びに緊急事態対応に関して必要な事項を定め、かかるリスクの防止及び損失の最小化を図ると共に、本協会事業の円滑、効率的、永続的な遂行に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 本規則において「リスク」とは、本協会に対して物理的、経済的又は信用上の不利益や損失を生じさせるすべての可能性を指す。

2 リスクは、次のように顕在化する。

- (1) 信用リスク： 不全な公益活動や情報の提供、八百長の発生等による信用低下
- (2) 財政リスク： 収入減等による財政悪化
- (3) 人的リスク： 本協会の役員及び職員（以下「役職員」という。）の不正、役員間の内紛、代表者の承継問題等
- (4) 事故災害リスク： 自然災害、事故、インフルエンザ等の感染症の発生
- (5) 外的リスク： 外部からの危機及び反社会的勢力からの不法な攻撃等
- (6) 情報漏洩リスク： 本協会、本協会管理の個人情報漏洩による信用失墜、本協会等への攻撃等
- (7) その他のリスク： 上記（1）から（6）に準ずる事案の発生

## 第2章 役員及び職員の責務、対応

### (責務)

第3条 役職員は、業務の遂行にあたって、法令及び本協会の規則等を含むリスク管理に関する規定を遵守する。

2 役職員は、本協会のリスク管理に関する計画、システム、措置等を立案及び実施する過程において知り得た情報を漏洩してはならない。

### (対応)

第4条 役職員は、リスク顕在化を積極的に予見し、適切に評価する。また、業務上の意思決定をするにあたり、リスク顕在化の可能性がある場合、適切、確実に対応できるよう、必要な措置を事前に講じる。

2 役職員は、リスクが顕在化したとき、本協会に生じる不利益や損失を最小化するため、必要な初動対応を十分な注意をもって行う。

3 役職員は、リスク顕在化後、速やかに上位者に必要な報告を行う。また、必要に応じ、関係部署と協議を行い、その後の処理については本協会の会長（以下「会長」という。）又は専務理事の指示に従う。

4 役職員は、顕在化リスクに起因する新たなリスクに備え、必要な措置を事前に講じる。

5 管理部は、リスク管理担当部として本協会のリスク管理及び緊急事態対応にかかる業務を行う。

### (報告)

第5条 役職員は、顕在化したリスクの処理が完了後、処理の経過及び結果について記録を作成し、会長又は専務理事等に報告する。

## 第3章 リスク管理検討会及び教育、訓練

### (リスク管理検討会の設置)

第6条 リスクの適切な管理及び対応のため、本協会事務局内にリスク管理検討会（以下「検討会」という。）を設置し、構成は次のとおりとする。

- (1) リーダー：専務理事
- (2) サブリーダー：リーダーが指名した者
- (3) メンバー：事務総長、事務局長、部長及びリーダーが必要に応じ指名した者（外部有識者を含む。）
- (4) 幹事：管理部

2 リーダーは、原則として、6ヶ月に1回以上検討会を開催する。

### (検討会の業務)

第7条 検討会は、次の業務を行う。

- (1) リスクの抽出及び分析、評価
- (2) リスク管理に必要な情報収集及び役職員との共有
- (3) リスク顕在化未然防止、緊急連絡体制の構築、リスク顕在化時対応策等の作成
- (4) リスク及び緊急事態に関する教育、研修会の実施
- (5) 顕在化したリスクにつき、初動対応を含む迅速かつ適切な管理、利益の最大化、損失の最小化等対応策の検討及び実施
- (6) 実施したリスク対策、緊急時対策の分析、評価及び改善策の検討
- (7) その他、リスク管理及び緊急事態対応に必要なこと

2 リーダーは、6ヶ月に1回以上理事会にリスク管理に関して報告する。

(教育訓練)

第8条 リーダーは、役職員がリスク管理の考え方を理解し、リスクが顕在化した場合の連絡通報、初動対応、拡大防止、また、緊急時対応が円滑かつ混乱なく実施できるよう、役職員に教育訓練を行う。

2 教育訓練は、少なくとも1年に1回以上実施する。なお、リスクの顕在化が急迫している場合には、可及的速やかに追加実施する。

## 第4章 緊急事態対応

(緊急事態の範囲)

第9条 緊急事態とは、次に掲げるリスクの顕在化により、本協会及び役職員にもたらされる急迫の事態をいう。

- (1) 自然災害、戦争
  - ① 地震や津波による災害
  - ② 台風、ゲリラ豪雨等の災害
  - ③ 日本を脅かす戦争や紛争
- (2) 事故
  - ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
  - ② 本協会の活動又はサッカーに起因する重大な事故
  - ③ 役職員にかかる重大な人身事故
- (3) インフルエンザ等の感染症
- (4) 犯罪
  - ① 建物施設破壊、放火、誘拐、恐喝、脅迫及びサーバーへの攻撃を含む外部からの不法な攻撃
  - ② サッカーの試合や競技会・フェスティバル等に対する外部からの不法な攻撃
  - ③ 本協会の法令違反、役職員による背任、横領等の不祥事
- (5) 日本のサッカーに関する試合や競技会・フェスティバル等における八百長の発覚等重大な事件により発生する信用失墜
- (6) 個人情報の流出
- (7) その他上記に準ずる本協会の経営及び運営上の緊急事態

(緊急事態の通報)

第10条 緊急事態の発生を予見又は認知した役職員は、別に定める緊急事態発生時の通報体制に基づき、速やかに会長、専務理事、事務総長、事務局長及び管理部長に通報する。

2 管理部長は、必要に応じ、会長の指示の下、関係機関及び関係者に通報する。

(情報管理)

第11条 管理部長は、緊急事態発生時の通報を受けた場合、情報管理上の適切な指示を行う。

2 通報内容は、管理部長が公開の必要があると判断した場合を除き、関係者以外秘匿とする。

(緊急事態対応)

第12条 緊急事態の発生又は発生が予測され、本協会全体として対応の必要であると判断される場合、会長を統括責任者とする緊急事態対策室（以下「対策室」という。）を設置する。

(対策室の構成)

第13条 対策室の構成は次のとおりとし、会長が招集する。

- (1) 室長：会長
- (2) 室長代理：専務理事

- (3) 室員：事務総長、事務局長、コミュニケーション部長及び室長が指名する役職員
- (4) 幹事：管理部長

(対策室会議の開催)

第14条 対策室会議は、招集後直ちに出席した者及び室長の出席により開催する。

(室長の代行)

第15条 室長が欠けたとき又は事故あるときは、室長代理がその職務を代行する。

(対策室の業務)

第16条 対策室の業務は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、確認、分析及び評価
- (2) 応急処置の決定及び指示
- (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定
- (4) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口及び方法の決定
- (5) 本協会内連絡、その内容、時期及び方法の決定
- (6) 地域・都道府県サッカー協会、加盟団体への連絡及びその内容、時期及び方法の決定
- (7) 対策室からの指示、連絡ができないときの代替措置の決定
- (8) 対策実施上の役割分担等の決定、対策実行の指示及び実行の確認
- (9) 実施した対策の分析、評価
- (10) その他、必要事項の決定

(役職員への指示、命令)

第17条 室長は、緊急事態を解決するに当たり、役職員に対して一定の行動を指示、命令する。

2 役職員は、室長の指示、命令に従って行動しなければならない。

(緊急事態時の初動対応)

第18条 緊急事態が発生した場合、その被害及び損失を最小限に留めるため、緊急事態の事案を担当する部署は、対策室設置までの間、初動対応する。

2 初動対応の基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (1) 人命救助、受益者、関係者の安全確保を最優先とする。
- (2) 被害の拡大、二次災害、事故等の再発を防止する。感染症発生の場合は、感染の拡大及び再感染防止を図る。
- (3) 警察等、関係する官公庁に連絡する。

(届出)

第19条 緊急事態のうち、所管官公庁に届出を必要とするものは、会長の承認を得て、正確かつ迅速に所管の官公庁に届け出る。

(対策室の解散)

第20条 室長は、緊急事態が解決し、かつ、再発防止策の目途が立ったとき、対策室を解散する。

(理事会への報告)

第21条 室長は、緊急事態解決策を実施したとき、実施直後の理事会で次の事項を報告する。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用
- (4) 今後の対処方針
- (5) その他報告が必要なこと

## 第5章 その他

(改正)

第22条 本規則の改正は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

第23条 本規則は、2017年9月14日から施行する。



# 理事及び監事の職務権限規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第27条（第2項）及び第50条に基づき、本協会の理事及び監事（以下「役員」という。）の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長及び業務執行理事たる副会長、専務理事及び定款第25条第5項に基づき理事会の決議によって選定された理事をいう。

### (法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及び本協会が定める規則等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本協会の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 役員の仕事権限

### (役員)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 監事は、法令及び定款の定めるところにより、本協会の理事の職務の執行を監査する。

### (兼務禁止)

第5条 理事は、評議員、監事、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。

2 監事は、本協会の評議員、理事、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。

### (役員の仕事年制)

第6条 役員は、その就任時に、会長及び副会長は満70歳未満、その他の役員は満65歳未満でなければならない。ただし、FIFA Council Memberにおいてはこの限りでない。

### (会長)

第7条 会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 本協会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (4) 事案の決裁及び専決に関する細則に定めるもの。

### (副会長)

第8条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- (2) 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会が予め決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (専務理事)

第9条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- (2) 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故あるときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (4) 事案の決裁及び専決に関する細則に定めるもの。

### (理事会で選定された業務執行理事)

第10条 定款第25条第5項に基づき理事会の決議によって選定された理事の職務権限は、次のとおりとする。

る。

- (1) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(地域を代表する理事)

第11条 理事には、定款第6条第1項第2号に定める地域サッカー協会の推薦による者9名（9地域ごとに各1名とする。）が含まれていなければならない。

(代行順序の決定)

第12条 第8条第1項第2号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

### 第3章 補則

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

第15条 この規則は、2017年4月13日から施行する。

# 事務局組織運営規則

## (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第43条第5項の規定に基づき、本協会の事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。

## (事務局の組織)

第2条 本協会の事務局に、部及び室を置く。

- 2 部及び室内に業務グループを設置することができる。
- 3 事務局直下に特定業務に従事する実行本部、プロジェクト等を設置することがある。

## (職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務総長
- (2) その他の職員

- 2 前項の職員とは、雇用契約者及び出向者をいう。
- 3 部及び室の事業状況に合わせ、業務委託者、派遣職員を配置することができる。
- 4 雇用、出向、業務委託等に関する手続、決裁に関する事項は会長が別に定める。

## (役職)

第4条 事務局に事務総長、部長、室長、副部長、グループ長等を組織管理者として置く。

- 2 前項のほか、事務局業務の実施にあたり必要があると認めるときは、職員に對外呼称を定めることができる。

## (事務総長)

第5条 事務総長は、事務局の事務を統括する。

- 2 事務総長は、会長が理事会の承認を経て任免する。

## (所掌事務)

第6条 部長又は室長は、部又は室の最高管理者として、それぞれの部又は室の所掌事務を処理する。

- 2 副部長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 グループ長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 その他職員は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。

## (職員の任免と職務)

第7条 職員の任免は、会長が行う。

- 2 職員の職務は、会長の承認を経て、事務総長が指定する。
- 3 役職の任命については、原則以下のおりとする。
  - (1) 部長又は室長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。
  - (2) 副部長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。
  - (3) グループ長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。
- 4 昇格、降格については、会長が、専務理事、事務総長、経営企画部からの提案を受け、職員の勤務成績及びその他勤務遂行能力の実証により選考の上、昇格、降格を決定する。
- 5 外部法人への出向を含む配置転換に関する事項は、会長が別に定める。

## (改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## (細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## (附則)

第10条 この規則は、2017年4月13日から施行する。

(改正)

2017年12月7日 (2018年1月1日施行)

2018年5月17日

2018年7月26日 (2018年9月1日施行)

2018年9月13日

## 非開示理由

---

- 給与細則
- 経理マニュアル

<上記2点について、機密情報のため非開示>